

平成30年 三重県議会定例会
教育警察常任委員会
説明資料

所管事項説明

ページ

I 教育委員会事務局の組織機構	1
II 主要事項	6

平成30年5月23日

教育委員会

目 次

I	教育委員会事務局の組織機構	1
II	主要事項	
1	平成30年度当初予算【教育委員会関係】	6
2	「みえ県民力ビジョン」および「三重県教育ビジョン」	14
3	平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催	20
4	県立高等学校の活性化	30
5	学校における防災教育・防災対策の推進	35
6	教職員の配置と健康管理	37
7	小中学校教育の推進	41
8	高校教育の推進	45
9	学力の向上等	50
10	特別支援教育の推進	58
11	命を大切にす教育と安心して学べる環境づくりの推進	61
12	三重県いじめ防止条例	67
13	人権教育の推進	73
14	子どもの体力向上と三重県部活動ガイドライン	75
15	健康教育の推進	81
16	文化財の保存・活用	85
17	社会教育の推進	87
18	教職員の資質向上	89

I 教育委員会事務局の組織機構

1 本庁（職員数：313名）

推進監の見直し

「特別支援学校整備推進監」については、三重県特別支援教育推進基本計画に基づく特別支援学校の大規模な整備が終了したため廃止し、業務について今後は特別支援教育課が担います。

2 地域機関（職員数：50名）

平成29年度から組織体制および職員数に変更はありません。

参考

【学校数】

（平成30年4月1日現在）

	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	特別支援 学校	計
学校数	351 (2)	151 (2)	1 (0)	56 (1)	14 (4)	573 (9)

※（ ）内は分校で外数

平成30年度教育委員会事務局組織表

平成29年度	平成30年度
<p>副教育長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教育総務課 <ul style="list-style-type: none"> — 総務・相談・情報班 — 企画調整班 — 学校防災・危機管理班 — 教育政策課 <ul style="list-style-type: none"> — 教育政策班 — 教育財務課 <ul style="list-style-type: none"> — 予算決算班 — 事務局経理班 — 修学支援班 — 学校経理・施設課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校経理・施設班 — 公立学校助成班 — 学校防災推進監 	<p>副教育長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教育総務課 <ul style="list-style-type: none"> — 総務・相談・情報班 — 企画調整班 — 学校防災・危機管理班 — 教育政策課 <ul style="list-style-type: none"> — 教育政策班 — 教育財務課 <ul style="list-style-type: none"> — 予算決算班 — 事務局経理班 — 修学支援班 — 学校経理・施設課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校経理・施設班 — 公立学校助成班 — 学校防災推進監

平成29年度	平成30年度
<p>次長(教職員担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教職員課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校人事班 — 小中学校人事班 — 事務局人事班 — 制度・採用・免許班 — 福利・給与課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校給与・制度班 — 小中学校給与班 — 福利健康班 — 福祉班 — 年金・給付班 — 市町教育支援・人事担当 (総括市町教育支援・人事監) (市町教育支援・人事監) 	<p>次長(教職員担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教職員課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校人事班 — 小中学校人事班 — 事務局人事班 — 制度・採用・免許班 — 福利・給与課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校給与・制度班 — 小中学校給与班 — 福利健康班 — 福祉班 — 年金・給付班 — 市町教育支援・人事担当 (総括市町教育支援・人事監) (市町教育支援・人事監)
<p>次長(学校教育担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育班 — キャリア教育班 — 小中学校教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 小中学校教育班 — 学力向上推進プロジェクトチーム <ul style="list-style-type: none"> — 学力向上推進班 — 特別支援教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 特別支援教育班 — 生徒指導課 <ul style="list-style-type: none"> — 生徒指導班 — 安全・安心対策班 — 特別支援学校整備推進監 — 子ども安全対策監 	<p>次長(学校教育担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育班 — キャリア教育班 — 小中学校教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 小中学校教育班 — 学力向上推進プロジェクトチーム <ul style="list-style-type: none"> — 学力向上推進班 — 特別支援教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 特別支援教育班 — 生徒指導課 <ul style="list-style-type: none"> — 生徒指導班 — 安全・安心対策班 — 子ども安全対策監

平成29年度	平成30年度
<p>次長(育成支援・社会教育担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 人権教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 企画調整班 — 県立学校班 — 市町支援班 — 調査研修班 — 保健体育課 <ul style="list-style-type: none"> — 学校体育班 — 健康教育班 — 全国高校総体推進課 <ul style="list-style-type: none"> — 総務企画班 — 競技班 — 式典班 — 社会教育・文化財保護課 <ul style="list-style-type: none"> — 社会教育班 — 有形文化財班 — 記念物・民俗文化財班 — 人権教育監 	<p>次長(育成支援・社会教育担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 人権教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 企画調整班 — 県立学校班 — 市町支援班 — 調査研修班 — 保健体育課 <ul style="list-style-type: none"> — 学校体育班 — 健康教育班 — 全国高校総体推進課 <ul style="list-style-type: none"> — 総務企画班 — 競技班 — 式典班 — 社会教育・文化財保護課 <ul style="list-style-type: none"> — 社会教育班 — 有形文化財班 — 記念物・民俗文化財班 — 人権教育監
<p>次長(研修担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 研修企画・支援課 <ul style="list-style-type: none"> — 研修総務班 — 企画・支援班 — 教育相談班 — 指導力支援班 — 研修推進課 <ul style="list-style-type: none"> — 基本研修班 — 教科等研修班 — テーマ研修班 	<p>次長(研修担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 研修企画・支援課 <ul style="list-style-type: none"> — 研修総務班 — 企画・支援班 — 教育相談班 — 指導力支援班 — 研修推進課 <ul style="list-style-type: none"> — 基本研修班 — 教科等研修班 — テーマ研修班

平成29年度	平成30年度
<div data-bbox="181 203 363 237" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">地域機関</div> <p>北勢教育支援事務所 南勢教育支援事務所 紀州教育支援事務所</p> <p>埋蔵文化財センター</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 活用支援課 — 調査研究1課 — 調査研究2課 — 調査研究3課 — 調査研究4課 	<div data-bbox="812 203 983 237" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">地域機関</div> <p>北勢教育支援事務所 南勢教育支援事務所 紀州教育支援事務所</p> <p>埋蔵文化財センター</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 活用支援課 — 調査研究1課 — 調査研究2課 — 調査研究3課 — 調査研究4課

Ⅱ 主要事項

1 平成 30 年度当初予算

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

社会経済のグローバル化や人口減少、少子高齢化が進展する中、変化の激しい時代に生きる子どもたちには、基礎学力に加え、さまざまな課題に対して、自ら考え判断し主体的に対応していく力や、他者と支え合いながら、社会を創っていく力を育てていく必要があります。

平成 30 年度においては、小学校英語教育の早期化・教科化や道徳の教科化など新学習指導要領に対応するとともに、子どもたちの豊かな未来の実現に向け、引き続き学力の向上やグローバル人材の育成を推進します。

また、子どもたちが健やかに成長し、安心して生活できる社会をめざし、平成 30 年 4 月から施行された「三重県いじめ防止条例」をふまえ、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組みます。

さらに、全国高等学校総合体育大会「2018 彩る感動 東海総体」について、次代を担う子どもたちが活躍し未来へつなぐ大会となるよう、オール三重の力を結集して開催します。

併せて、学校における働き方改革を推進し、教員が子どもたちと向き合う時間を十分に確保できるよう取り組みます。

教育委員会では、このような認識のもと、次の 5 項目について重点的に取り組みます。

(1) 学力の向上

学校では、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシートの 3 点セット等の年間を通じた計画的な活用や教育支援事務所を中心としたオーダーメイドの支援、民間企業と連携した数学的思考力を育む教材の研究・開発等を通して、授業改善等の取組を深めます。家庭・地域では生活習慣の確立等の取組を広げ、家庭の状況により対応が難しい問題については、地域による学習支援等により、地域で支えるという方向性を基本として取り組んでいきます。

(2) グローカル人材の育成

サミットの資産を次世代に継承していくため、子どもたちが自らの考えを伝え、自らのアイデンティティを持ちながら異なる文化・伝統に立脚する人々と協働したり、海外に触れる機会を提供し、外国語で積極的にコミュニケーションを図る力や、地域の課題に対し考え行動する意欲・態度を育み、地球規模の視野で物事を考え地域の視点に立つて行動し、将来社会で活躍できるグローバル人材を育成します。

(3) 特別支援教育の推進

三重県特別支援教育推進基本計画に基づき、教員の専門性の向上を図るとともに、早期からの一貫した支援体制の充実や障がいのある子どもたちの自立と社会参画に向けた取組を進めるなど、インクルーシブ教育の理念をふまえつつ、医療や福祉等の関係機関と連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。

(4) 「2018(にーまるいちはち) 彩る感動 東海総体」と子どもの体力向上

本年開催する全国高等学校総合体育大会「2018 彩る感動 東海総体」について、選手が十分に力を発揮でき、多くの皆さんの記憶に残る大会となるよう、オール三重の力を結集して成功につなげます。

また、就学前から高等学校まで、子どもの発達段階に応じた運動習慣や生活習慣等の改善、体力向上に向けた学校等の取組を支援することにより子どもの体力向上を図るとともに、「三重県部活動ガイドライン」に基づき、運動部活動指導員の配置や外部指導者の派遣により指導体制を充実させ、教員の負担軽減を図ります。

(5) 誰もが安心できる学び場づくり

子どもたちが健やかに成長し、安心して生活できる社会をめざし、「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組みます。

また、幼児期において、生涯を通じて生きていく上で基礎となる力を育むとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、効果的な指導法等について研究を行います。さらに、新たに教科となる道徳では「考え、議論する道徳」を学校全体で進め、よりよく生きようとする意欲と実践力を高めます。

併せて、学校における防災教育・防災対策の充実など、子どもたちが安心して学べる環境づくりを推進します。

歳出(教育委員会関係・項別)

(単位:千円)

款	項	平成29年度 第1号補正後予算	平成30年度 当初予算 (下段:平成29年度第8 号補正含む)	増減額	増減率
		A	B	B-A	$\frac{B-A}{A}$
教育費	教育総務費	25,170,190	24,711,293 (24,721,291)	▲ 458,897 (▲448,899)	▲ 1.8% (▲1.8%)
	小学校費	56,312,385	54,961,233	▲ 1,351,152	▲ 2.4%
	中学校費	31,664,410	30,871,221	▲ 793,189	▲ 2.5%
	高等学校費	34,487,702	34,917,876	430,174	1.2%
	特別支援 学校費	13,023,778	12,198,182	▲ 825,596	▲ 6.3%
	社会教育費	407,135	486,809	79,674	19.6%
	保健体育費	528,591	1,040,737	512,146	96.9%
合計		161,594,191	159,187,351 (159,197,349)	▲ 2,406,840 (▲2,396,842)	▲ 1.5% (▲1.5%)

※平成29年度第8号補正予算

- ・国の補正予算に対応し、「いじめ対策推進事業費」に9,998千円を計上
- ・平成30年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

2 主な重点項目

(1) 学力の向上

① 学力向上支援事業

37,077 千円

みえスタディ・チェックを実施するとともに、みえの子どもたちの課題に対応したワークシートを作成し、授業改善サイクル支援ネットを通じて、学校、市町教育委員会に提供し、各学校での早期からの授業改善の確立につなげます。また、小中学校において効果的な少人数指導が行われるよう、実践推進校に学力向上アドバイザーを派遣し、授業改善の取組を推進します。

② (新) わかる・できる「育成カリキュラム」構築事業

551 千円

<事業実施期間：平成30年度>

経年的に課題がみられる「割合」、「図形」について、小学校第1学年から各学年の学習内容を子どもたちが確実に習得できるよう、指導のポイント等を示した「育成カリキュラム」を作成します。また、民間企業と連携し、数学的思考力を育成するWEB教材の研究・開発を行うとともに、モデル校を指定し、実践研究を行います。さらに、WEB教材の効果的な活用についての研修会や、数学的思考力の育成に係るノウハウを持つ人材を講師とした講演会を開催します。

③ 少人数教育推進事業

1,456,849 千円

本県独自の取組である小学校1、2年生での30人学級(下限25人)および中学校1年生での35人学級(下限25人、実情に応じて2年生あるいは3年生に弾力的に振替可)を実施するとともに、国の定数を活用し、小学校2年生の36人以上学級の解消を図ります。

また、学習内容を確実に身につけることができるよう、学校や児童生徒の実態に応じ、ティーム・ティーチングや習熟度別少人数指導などの少人数授業を実施するための教員を配置し、これまでの実践推進校での少人数指導の取組をふまえ、効果的な少人数教育を推進します。

④ 三重県型コミュニティ・スクール構築事業

11,173 千円

地域の実情に応じ、住民等が学校運営や教育活動に参画・協働するコミュニティ・スクール等の導入に向けた取組を支援します。また、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない児童生徒への各市町における学習支援の取組(地域未来塾)を支援します。

⑤ みえの学力向上県民運動推進事業

332 千円

みえの学力向上県民運動推進会議を開催し、取組の検証・改善を進めます。また、学力の基盤となる子どもたちの生活習慣・学習習慣・読書習慣について、県PTA連合会と連携して生活習慣・読書習慣チェックシートを県内一斉に年2回実施するなど、家庭や地域と連携して改善を図ります。

⑥ 小中学校指導運営費 4,142 千円

本庁と教育支援事務所が連携し、市町教育委員会および小中学校を訪問して、地域の実情に即した学力向上の取組を支援します。

⑦ 教職員研修事業 29,480 千円

教育公務員特例法の改正に伴い策定する「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」で示す、教員の経験や職責に応じて求められる資質能力をふまえ、教科や領域、今日的な教育課題等に対応する研修を実施し、教職員の授業力や専門性の向上を図ります。

(2) グローバル人材の育成

① (一部新) 三重の英語教育改革加速事業 1,780 千円

小学校英語教育の早期化・教科化に対応し、英語教育を効果的に行えるよう、小学校英語の指導・評価の方法について、モデル校(3中学校区)を指定して実践研究を行います。また、中学生が三重の魅力を英語で一枚紙にまとめて発信する「ワン・ペーパー・コンテスト」を実施し、ふるさと三重を英語で発信できる力を育みます。

② 世界へはばたく高校生育成支援事業 16,679 千円

高校生がグローバルな視野に立って自らの考えや意見を伝え、多様な人々と協働する力を育むため、県内外の高校生等が持続可能な社会づくりに向けてディスカッション等を行う「みえ未来人育成塾」や、レベル別のオールイングリッシュセミナー、海外研修等を実施するとともに、留学を促進します。また、科学分野の知識・技能を活用して課題を発見し、解決する力を育むため、高校生が探究的な活動を実践し、その成果を発表する「みえ自然科学フォーラム」を実施します。

③ (一部新)「挑戦・交流・進化」で紡ぐ職業教育推進事業 26,069 千円

国際的な感覚と広い視野を持ち、何事にも果敢に挑戦し産業界で活躍できる人材を育成するため、工業高校専攻科や家庭科の生徒を対象に海外インターシップを実施するとともに、全国規模の競技会への参加や看護・介護の実習を支援します。また、農業に関する実践力を身につけ、経営者や地域のリーダーとなり得る人材を育成するため、すべての県立農業高校で福島県の高校生と切磋琢磨しながら、国際水準のGAP(農業生産工程管理)に関する教育を推進します。

④ 未来を拓く職業人育成事業 4,788 千円

高校生が地域の課題解決や活性化について主体的に関わる意欲を高め、社会に参画する態度を身につけられるよう、県内外の高校生が集い交流する「高校生地域創造サミット」を開催するとともに、地域活性化に参画する高校生の取組を支援します。

⑤ みえの担い手育成推進事業 26,934千円

小・中・高等学校を通じて、組織的・系統的なキャリア教育の推進、地域の仕事に対する児童生徒の理解促進を図るとともに、高等学校において外部人材を活用した職場定着支援等に取り組み、地域の担い手育成を推進します。

⑥ 専攻科整備事業 89,195千円

四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科の学習に必要な実習設備等を整備するとともに、専攻科の学習活動に支援いただく企業等で構成する「協働パートナーズ（仮称）」と連携して、インターンシップや派遣講師による授業等の取組を進めます。

(3) 特別支援教育の推進

① 早期からの一貫した教育支援体制整備事業 20,561千円

特別な支援を必要とする子どもの自立と社会参画に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばすため、パーソナルカルテの活用促進や指導・支援に係る研修会の実施、発達障がいのある子どもに対応した指導法の研究など、支援の充実を図ります。

② 特別支援学校メディカル・サポート事業 6,334千円

医療的ケアの必要な子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、常勤講師（看護師免許所有）および教員が連携して医療的ケアを実施するとともに、専門性の向上を図る研修会の実施や医師等による指導・助言など、校内支援体制の充実を図ります。

③ 特別支援教育に係る教職員研修（教職員研修事業の一部（再掲）） 203千円

発達障がい等のある児童生徒の理解・支援に関する教職員研修を経験年数や職種に応じて実施します。また、特別支援学級を新たに担当する教員を対象に障がいの特性に応じた適切な支援を学ぶ研修を実施します。

④ 特別支援学校就労推進事業 9,392千円

特別支援学校におけるキャリア教育を推進するため、特別支援学校版キャリア教育プログラムの作成と活用を進めるとともに、企業、関係機関等と連携することで、高等部生徒の進路希望の実現を図ります。

(4) 「^{にーまるいちほち}2018 彩る感動 東海総体」と子どもの体力向上

① 平成30年度全国高等学校総合体育大会開催事業 619,663千円

全国高等学校総合体育大会の成功に向け、三重県開催競技の14競技15種目について、出場する選手が最高のパフォーマンスを発揮できるよう、会場地市町を中心に、関係機関・団体等と連携して支援するとともに、総合開会式では、参加する選手の思い出に残る式典、歓迎演技を実施します。また、大会を「支

える」観点から行う高校生活動では、競技大会の運営補助や各会場を彩る草花装飾などを行い、全国から訪れる多くの人々を温かいおもてなしの心を持ってお迎えします。

② (一部新) みえ子どもの元気アップ運動部活動充実事業 10,688 千円

運動部活動の指導體制を充実して、教員の負担軽減を図るため、中学校・高等学校に、顧問として単独で専門的な指導や引率を行える運動部活動指導員を新たに配置することに加え、外部指導者(サポーター)の派遣や、指導者の指導力向上を図るための研修会などを通じた「三重県部活動ガイドライン」の浸透により、運動部活動の充実につなげます。

③ みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業 9,734 千円

就学前から高等学校まで、子どもの発達段階に応じた運動習慣や生活習慣等の改善を図ります。また、「みえ子どもの元気アップシート」を活用し、体力向上に向けたPDCAサイクルが確立できるよう、小中学校の取組を支援します。

(5) 誰もが安心できる学び場づくり

① (新) いじめ対策推進事業 1,822 千円

(11,820 千円 ※平成 29 年度 2 月補正(その1) 含みベース)

<事業実施期間:平成 30 年度>

「三重県いじめ防止条例」をふまえ、いじめの防止について話し合う意見交流会や弁護士と連携したいじめ防止授業を通して、子どもたちが自ら考え行動できる力を育成するとともに、いじめの防止の重要性等について、児童生徒、教職員、保護者等への周知・啓発を行います。また、SNSを活用した窓口を新たに開設し、幅広く子どもたちの相談に対応するとともに、継続的かつ効果的・効率的な相談体制の構築のための研究を行います。

② スクールカウンセラー等活用事業 253,198 千円

いじめや暴力行為、不登校、貧困等の課題に対応するため、スクールカウンセラー(SC)を県内全中学校区に配置します。また、スクールソーシャルワーカー(SSW)を1名増員(合計11名)し、学校の要請に応じて派遣するとともに、県立学校7校(予定)を拠点にSSWが地域の中学校区を巡回し、SCや生徒指導特別指導員とチームでの支援を行い、多様な背景による課題の解決に取り組みます。

③ インターネット社会を生き抜く力の育成事業 1,838 千円

子どもたちのスマートフォン等の利用に関する知識や理解等の情報モラル教育を推進する「みえネットスキルアップサポート」を実施します。また、ネット上での不適切な書き込み等の検索、監視等を行うほか、県内各地で保護者を対象としたネット啓発講座を開催します。

④ 学校問題解決サポート事業

969 千円

生徒指導上等の問題を抱える学校に、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、生徒指導特別指導員等を「学校問題解決サポートチーム」として派遣して指導・助言するとともに、弁護士等と連携して、問題解決に向けた支援を行います。

⑤ (一部新) 幼児教育推進事業

919 千円

幼児期において、生涯を通じて生きていく上で基礎となる力を育むとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、実践研究幼稚園を4園指定し、学識経験者と連携しながら、子どもたちの自己肯定感ややり抜く力などを高める効果的な指導法等について研究し、成果を普及します。また、就学前の子ども向け生活習慣チェックシートの活用に取り組み、家庭と協力した生活習慣の確立に努めます。

⑥ (一部新) 道徳教育総合支援事業

8,132 千円

新学習指導要領をふまえ、「考え、議論する道徳」を学校全体で進めるため、道徳教育アドバイザーを派遣し、道徳教育および道徳科の授業の課題に対応した指導・助言を行うことで、子どもたちの道徳性を高めます。また、三重県道徳教育推進会議を開催し、道徳の教科化をふまえた道徳教育の効果的な指導方法などについて研修を行います。

⑦ 学校防災推進事業

17,387千円

防災ノートを新入生等に配付するとともに、体験型防災学習等の支援、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修、中高生による東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学習を実施します。

⑧ 校舎その他建築費

1,232,670 千円

県立高等学校の施設について、屋内運動場等の天井等落下防止対策、老朽化対策など防災機能の充実、教育環境向上のための整備等を進めます。

2 「みえ県民カビジョン」および「三重県教育ビジョン」

1 みえ県民カビジョン第二次行動計画

県では、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示した、県の戦略計画「みえ県民カビジョン」を実行するための中期計画である「第二次行動計画」を平成28年3月に策定しました。同計画には、教育に関する6つの施策が位置づけられています。

2 三重県教育施策大綱

子どもたちを含む県民すべてを対象とした三重の教育の基本的な方針や教育施策の主な内容を示した大綱を平成28年3月に知事が策定しました。「生き抜いていく力」の育成、「教育安心県」の実現、教育への県民力の結集など6つの基本方針を掲げるとともに、家庭教育・幼児教育から社会人教育に至る11の教育施策を掲げていることが大綱の特徴です。

3 三重県教育ビジョン

三重の教育のめざす姿とその実現に向けた主な取組内容および目標を示す中期計画として、10年先を見据えた4年間（平成28年度から平成31年度まで）を計画期間とする「三重県教育ビジョン ～子どもたちの希望と未来のために～」を平成28年3月に策定しました。

教育ビジョンは、三重県教育施策大綱をふまえた計画であるとともに、教育基本法に基づいて策定する三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけています。

教育ビジョンは、学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ、社会教育等）を対象範囲としており、ポイントは以下のとおりです。

- ・子どもたちや教育に対する思いを県民の皆さんと共有する「三重の教育宣言」を基本理念として掲げたこと。
- ・学校防災や教育格差など近年の教育課題に対応した施策を新設したこと。また、国の教育改革の動向をふまえた取組を位置づけたこと。
- ・教育ビジョンを着実に実行していくため、特に注力する8つの重点取組を定めるとともに、30の施策と105の数値目標を掲げたこと。

みえ県民カビジョン政策・事業体系(教育委員会関係分)

(単位:千円)

政策	施策	基本事業	県民指標・県の活動指標	主な事業	30年度				
防災・減災	111 災害から守る人づくり	学校における防災教育の推進	率先して防災活動に参加する県民の割合	・学校防災推進事業	17,387				
			家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合						
	112 防災・減災対策を進め、体制づくり	教育施設の防災対策	「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合	・校舎その他建築費	1,232,670				
			学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数						
人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり	人権教育の推進	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	・人権感覚あふれる学校づくり事業 ・子ども支援ネットワーク・グローイングアップ事業 ・人権教育研究推進事業 ・人権教育研修事業	551 2,450 4,320 1,108				
			人権教育カリキュラムを作成している学校の割合						
	213 多文化共生社会づくり	日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援	多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	・多文化共生社会の担い手をつくる外国人児童生徒教育推進事業 ・社会的自立を目指す外国人生徒支援事業	19,141 4,456				
			日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合						
学びの充実	221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	学力の育成	全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数	・みえの学力向上県民運動推進事業 ・学力向上支援事業 ・わかる・できる「育成カリキュラム」構築事業 ・少人数教育推進事業 ・小中学校指導運営費	332 37,077 551 1,456,849 4,142				
			授業内容を理解している子どもたちの割合						
			グローバル教育の推進			海外留学(短期留学を含む)や海外研修等に参加した高校生の数	・三重の英語教育改革加速事業 ・世界へはばたく高校生育成支援事業	1,780 16,679	
	222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心	キャリア教育の推進	道徳教育の推進	地域等の人材を招いた授業等を行っている学校の割合	・みえの担い手育成推進事業 ・未来を拓く職業人育成事業 ・「挑戦・交流・進化」で紡ぐ職業教育推進事業	26,934 4,788 26,069			
				自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合					
				道徳教育の推進			人の役に立ちたいと思う子どもたちの割合	・道徳教育総合支援事業	8,132
				郷土教育の推進			地域や社会をよくするために何をすべきかを考える子どもたちの割合	・「ふるさと三重」郷土教育推進事業	293
222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心	読書活動・文化芸術活動の推進	読書活動の推進	授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	・子どもと本をつなぐ環境整備促進事業 ・学力向上のための高校生ビブリオバトル推進事業 ・高校芸術文化祭費	469 526 5,216				
			読書活動の推進						
			読書活動の推進						

みえ県民カビジョン政策・事業体系(教育委員会関係分)

(単位:千円)

政策	施策	基本事業	県民指標・県の活動指標	主な事業	30年度	
学 び の 充 実	223 健やかに生きていくための身体 の育成		全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果			
		体力の向上と運動部活動の活性化	1学校1運動プロジェクトに取り組んでいる小学校の割合	・みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業 ・みえ子どもの元気アップ運動部活動充実事業 ・平成30年度全国高等学校総合体育大会開催事業	9,734 10,688 619,663	
		健康教育の推進	毎日、規則正しく寝起きている子どもたちの割合	・学校保健総合支援事業 ・がんの教育総合推進事業	1,942 350	
		食育の推進	朝食を毎日食べている子どもたちの割合	・学校給食・食育推進事業	2,275	
	224 自立と社会参画をめざした特別支援教 育の推進		特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率			
		早期からの一貫した支援の推進	特別支援学級においてパーソナルカルテを活用している小中学校の割合	・早期からの一貫した教育支援体制整備事業 ・特別支援学校メディカル・サポート事業	20,561 6,334	
		特別支援学校のキャリア教育の推進	特別支援学校版キャリア教育プログラムを作成した特別支援学校の割合	・特別支援学校就労推進事業	9,392	
	特別支援学校の整備	「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき整備された特別支援学校数	・特別支援学校スクールバス等運行委託事業	270,088		
	225 笑顔あふれる安全で安心な教育環 境づくり		学校生活に安心を感じている子どもたちの割合			
		いじめや暴力のない学校づくり	いじめの認知件数に対して、年度内に解消したものの割合 小・中・高等学校における1,000人あたりの暴力行為発生件数	・いじめ対策推進事業 ・スクールカウンセラー等活用事業 ・インターネット社会を生き抜く力の育成事業 ・学校問題解決サポート事業	11,820 253,198 1,838 969	
		子どもたちの安全・安心の確保	児童等が交通安全マップを作製している小学校の割合	・学校安全推進事業	3,378	
		不登校児童生徒への支援	小・中・高等学校における1,000人あたりの不登校児童生徒数	・不登校対策事業	1,617	
226 地域に開かれ信頼される学校づくり		コミュニティ・スクール等に取り組んでいる市町の割合				
	開かれた学校づくり	コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合 学校支援地域本部に取り組んでいる小中学校の割合	・三重県型コミュニティ・スクール構築事業	11,173		
	学校の特色化・魅力化	地域の活性化に向けて特色ある教育活動に取り組んでいる県立高等学校の数	・教育改革推進事業 ・専攻科整備事業	5,311 89,195		
教職員の資質向上	授業で主体的・協働的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	・教職員研修事業 ・県立学校教職員健康管理対策費 ・教職員メンタルヘルス対策費	29,480 61,327 2,105			

みえ県民カビジョン政策・事業体系(教育委員会関係分)

(単位:千円)

政策	施策	基本事業	県民指標・県の活動指標	主な事業	30年度
学びの充実	228 文化と生涯学習の振興		参加した文化活動、生涯学習に対する満足度		
		文化財の保存・継承・活用	文化財情報アクセス件数	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保存管理事業 6,777 地域文化財総合活性化事業 93,250 世界に誇る三重の文化財記録事業 1,008 埋蔵文化財センター管理運営費 7,613 受託発掘調査事業 236,404 	
		社会教育の推進と地域の教育力の向上	地域の教育関係者のネットワークへの参画者数	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育推進体制整備事業 1,360 鈴鹿青少年センター費 60,895 熊野少年自然の家費 72,023 	
希望がかなう少子化対策の推進	231 めざす少子化対策づくりの環境を境		地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合		
		ライフプラン教育の推進	ライフプラン教育を実施している市町の数 県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合	<ul style="list-style-type: none"> ライフプラン教育の推進にかかる事業【※他施策の事業を再掲】 726 	
	233 子育て支援と家庭の充実・幼児教育		保育所の待機児童数		
		子どもの貧困対策の推進	生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等進学支援事業 312,434 高校生等教育費負担軽減事業 3,993,022 	
		家庭・幼児教育の充実	家庭教育を支援する市町・団体数 小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育推進事業 919 	

三重県教育施策大綱の概要

1 大綱策定の趣旨

- 地教行法に基づく、教育等の振興に関する総合的な施策の大綱
- 期間は、策定の日から平成31年度末まで

2 教育を取り巻く社会情勢の変化

- 人口減少、少子高齢社会
- グローバル化
- 情報化
- 雇用環境の変化
- 教育格差と貧困の連鎖
- 子どもたちの安全確保への対応
- 国の教育改革

3 三重の教育における基本方針

- 教育に携わる全ての者が、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、6つの基本方針により、教育活動を全力で進める。

①「生き抜いていく力」の育成

夢と志を実現できるよう、「自立」「共生」する力を育む。

②「教育安心県」の実現

三重県を、誰もが必要な「学び」を自由に選択できる「教育安心県」にする。

③「生涯現役・全員参画型社会」に向けた学習基盤の充実

全世代の全ての人々が能力を高め発揮する社会に向け、学習基盤を充実する。

④教育への県民力の結集 ～「時をつなぐ協創」の推進～

三重の県民力を結集し、社会総がかりで教育に取り組む。

⑤「三重ならではの」教育の推進

三重が持つ多様な地域力を活かした「三重ならではの」教育を推進する。

⑥社会的課題をふまえた教育の充実

時代の変容がもたらすさまざまな社会的課題に対応した教育の充実を図る。

4 教育施策

- ①「教育の原点」である家庭教育の充実と子育て支援
- ②人間形成の基礎を担う幼児教育の充実
- ③夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成
- ④人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成
- ⑤健やかに生きていくための身体の育成
- ⑥自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進
- ⑦笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり
- ⑧地域に開かれ信頼される学校づくり
- ⑨地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実
- ⑩地域の活力を支える産業人材等の育成
- ⑪あらゆる世代の全ての人々が学び挑戦できる社会づくり

5 「教育への県民力の結集」に向けて

- 学校、家庭、地域、企業等、高等教育機関、行政の役割
- 県と市町との役割分担

「三重県教育ビジョン」の概要

子どもたちの希望と未来のための

30の施策

8つの重点取組

105の数値目標

三重県教育ビジョンのポイント

- ① 子どもたちや教育に対する思いを県民の皆さんと共有する「三重の教育宣言」を基本理念として掲げました。
- ② 学校防災や教育格差など近年の教育課題に対応した施策を新設しました。また、国の教育改革の動向をふまえた取組を位置づけました。
- ③ ビジョンを着実に実行していくため、特に注力する重点取組を定めるとともに、施策および重点取組に105の数値目標を掲げました。

はじめに

◆計画の位置づけ

「三重県教育施策大綱」をふまえた三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」

◆計画の対象範囲

公立学校教育を中心とした施策

◆計画の期間

平成28年度から平成31年度までの4年間

第1章 総論

1 教育を取り巻く社会情勢の変化

人口減少社会・少子高齢社会の進行、グローバル化・情報化の進展、産業構造・雇用環境の変化、教育格差と貧困の連鎖、子どもたちの安全確保、国の教育改革 等

2 三重の教育における基本方針（三重県教育施策大綱からの抜粋）

3 三重の教育宣言

子どもたちは、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、誰もが無限の可能性を持っています。

将来、地域で輝き、世界で活躍する子どもたちの姿は、私たちの「希望」であり「未来」です。

教育には、子どもたちの可能性が芽吹く土壌をつくり、開花させ、実りある豊かな「未来」を創るという崇高な使命があります。

私たちは子どもたちに、

- ・生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力
- ・他者と支え合いながら、社会を創っていく力を身につけて欲しいと願っています。

私たちは、子どもたちを信じ、「毎日が未来への分岐点」という思いのもと、県民力を結集し、全力で三重の教育に取り組むことを、ここに宣言します。

第2章 基本施策

第3章 施策

1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成

①学力の育成、②外国人児童生徒教育の推進、③グローバル教育の推進、④キャリア教育の推進、⑤情報教育の推進とICTの活用、⑥幼児教育の推進

2 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成

①人権教育の推進、②道徳教育の推進、③郷土教育の推進、④環境教育の推進、⑤読書活動・文化芸術活動の推進

3 健やかに生きていくための身体の育成

①体力の向上と運動部活動の活性化、②健康教育の推進、③食育の推進

4 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進

①特別支援教育の推進、②特別支援学校におけるキャリア教育の推進

5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり

①いじめや暴力のない学校づくり、②防災教育・防災対策の推進、③子どもたちの安全・安心の確保、④居心地の良い集団づくり(不登校児童生徒への支援)、⑤高校生の学びの継続(中途退学への対応)、⑥学びのセーフティネットの構築

6 地域に開かれ信頼される学校づくり

①開かれた学校づくり、②学校の特色化・魅力化、③教職員の資質向上とコンプライアンスの推進、④教職員が働きやすい環境づくり、⑤学校施設の充実

7 多様な主体による教育の推進と文化財の保護

①家庭の教育力の向上、②社会教育の推進と地域の教育力の向上、③文化財の保存・継承・活用

特に注力する取組

第4章 重点取組

1 学力の向上

授業力の向上、家庭・地域の教育力の向上、読書活動の推進

2 体力の向上と学校スポーツの推進

体力の向上、運動部活動の活性化、学校スポーツの推進

3 心の教育の推進

幼児教育、人権教育、道徳教育の推進

4 グローカル人材の育成

地球的な視野で考えながら地域で活動できる人材、地域や異文化に対する深い理解を持ちながら地球的な規模で活動できる人材の育成

5 特別支援教育の推進

早期からの一貫した支援、キャリア教育、特別支援学校の整備

6 誰もが安心できる学び場づくり

防災教育・防災対策、いじめ対策、教育の機会均等化

7 地域に開かれ輝く学校づくり

地域とともにある学校づくり、学校の特色化・魅力化

8 教職員の資質向上

授業力の向上、多様な教育課題への対応、組織運営体制の強化による教育活動の質の向上

第5章 ビジョンの実現に向けて

教育ビジョンの周知活動とともに、PDCAサイクルに基づく進行管理を実施

3 平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催

1 全国高等学校総合体育大会について

(1) 全国高等学校総合体育大会（インターハイ）とは

全国高等学校体育連盟（昭和23年発足）が、全国各地で個別に開催されていた競技種目別選手権大会を、昭和38年度の新潟大会から統合して誕生した大会であり、現在では、規模及び内容において高校生最大のスポーツの祭典に発展し、夏季大会及び冬季大会が開催されています。

平成22年度の沖縄県までは、県単独開催されてきましたが、平成23年度から、全国を9つの地域に分け、ブロック開催として行われています。

(2) 目的

教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成する。

(3) 開催状況 ※平成23年度からブロック開催

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
ブロック	北東北	北信越	北部九州	南関東	近畿	中国	南東北	東海	南部九州
主会場県	青森県	新潟県	大分県	東京都	和歌山県	岡山県	山形県	三重県	鹿児島県

(4) 実施主体

(ア) 主催

（公財）全国高等学校体育連盟、開催地県、同教育委員会および関係中央競技団体（競技種目別大会については、会場地市町村及び同教育委員会を含む。）

(イ) 後援

文部科学省、（公財）日本体育協会及び日本放送協会（競技種目別大会については、開催地県体育協会及び会場地市町村体育協会を含む。）

(ウ) 主管

全国高体連競技専門部、開催地県高等学校体育連盟及び関係開催県競技団体

2 大会期間

平成30年7月26日（木）～8月20日（月）

3 参加者見込数（大会補助員含む）※平成24年度から28年度開催の平均人数より

	東海4県	うち三重県
選手・監督（実人数）	約 36,000人	約 18,400人
大会役員（実人数）	約 9,200人	約 4,000人
大会補助員（実人数）	約 13,400人	約 6,600人
観客（延べ人数）	約 607,200人	約 341,800人

※三重県における予想宿泊延べ人数

約140,000人（観客（保護者等）を除く）

4 総合開会式

期日：平成30年8月1日（水） 会場：三重県営サンアリーナ

5 開催競技（東海ブロックでは29競技32種目）

三重県 (15種目) ※総合開会式	陸上競技、水泳（水球）、バレーボール男子、バレーボール女子、ソフトテニス、ハンドボール、サッカー男子、ソフトボール、柔道、剣道、レスリング、テニス、登山、ウェイトリフティング、なぎなた
岐阜県 (5種目)	ボクシング、ホッケー、空手道、アーチェリー、カヌー
静岡県 (6種目)	体操（体操競技・新体操）、サッカー女子、バドミントン、相撲、弓道、自転車競技（ロード・トラック）
愛知県 (6種目)	水泳（競泳・飛込）、バスケットボール、卓球、ボート、フェンシング、少林寺拳法

*H27 からH36 まで和歌山県にて固定開催

和歌山県 (1種目)	ヨット
---------------	-----

【市町別】（8市町）

会場地市町	種目
津市	バレーボール女子、ハンドボール、柔道、レスリング、なぎなた
四日市市	サッカー男子、テニス
伊勢市	陸上競技、バレーボール男子、サッカー男子、剣道 ※総合開会式
鈴鹿市	水泳（水球）、サッカー男子、ソフトテニス、ハンドボール
亀山市	ウェイトリフティング
熊野市	ソフトボール
伊賀市	サッカー男子
菰野町	登山

6 競技種目別大会【別紙1 大会日程及び会場】

(1) 会場地市町実行委員会との連携

競技種目別大会の準備（運営体制整備、競技会場、練習会場及び競技用具の準備、仮施設等の整備、運輸・交通計画、防災・危機管理対策、大会運用マニュアルの作成など）を進めるため、会場地市町がそれぞれ実行委員会を設立し、県実行委員会、高体連、関係団体と連携を行っています。

(2) 競技担当教員

県教育委員会より、開催準備業務の中心となって従事する競技担当教員を指定し（17人、週5日）、会場地市町と協力しながら競技種目別大会の円滑な準備及び運営を図ります。

(3) 役員・補助員の編成

大会運営に必要な役員及び補助員について、県高体連と連携し、競技役員・補助員を養成するとともに、県立・私立高校等へ依頼し、下記人員の確保に向けて編成作業を実施しています。

競技役員	760人	競技補助員	3,687人
運営役員	1,238人	運営補助員	3,345人
役員合計	1,998人（実人数）	補助員合計	7,032人（実人数）

7 総合開会式【別紙2 総合開会式概要】

(1) 日時 平成30年8月1日（水）10:00～12:06

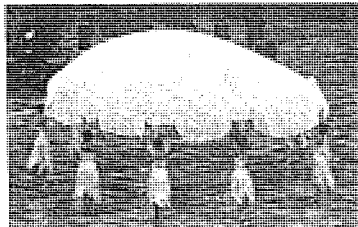
(2) 会場 県営サンアリーナ メインアリーナ

(3) 内容

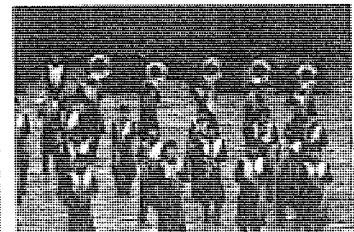
総合開会式は、大きく式典と歓迎演技で構成されており、式典では、選手団入場行進、挨拶、祝辞、選手代表宣誓など行います。歓迎演技では、三重県の高校生が、太鼓、体操、新体操、ダンスパフォーマンス、マーチングなどの演技を行い、参加者をもてなします。その後、高校生活動推進委員が中心となり選手団激励を行ったあと選手団が退場します。



和太鼓（稲葉特別支援学校）



新体操



マーチング

(4) 参加者

各都道府県代表の選手団や文部科学大臣をはじめとする招待者、一般観覧者、全国からの来県者をお出迎えする三重県の高校生出演者や運営役員および補助員等、合計約5,000人が総合開会式に参加します。

選手団	1,200人	招待者等	1,200人
一般観覧者	800人	出演者	688人
役員・補助員	739人	報道・視察員等	400人

(5) 一般観覧者募集について【別紙「リーフレット」参照】

募集期間 平成30年5月1日(火)から5月31日(木)まで

募集人数 800人(内300人 高校生以下優先枠)

応募多数の場合は抽選となります。申込数 5月17日現在 500人

8 高校生活動

競技に出場「する」高校生のみならず、「支える」立場からインターハイを盛り上げていく高校生活動推進委員会を県高体連加盟の県立・私立の高等学校67校に設置しています。昨年度は、各学校推進委員会で各校独自の広報活動等(延べ90回)をはじめ、北・中・南それぞれの地区にて300日前イベントを実施するとともに、工業高校制作によるカウントダウンボードを県庁および県内主要駅へ設置しました。大会に向けて、以下の取組を実施していきます。

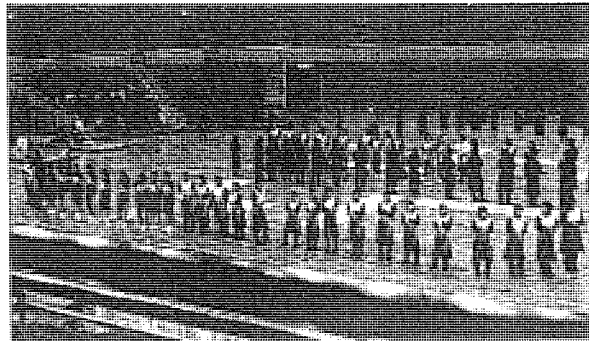
- ・手作り記念品「伊賀くみひものミサンガ」の制作

来県する選手、監督約18,400人へ配付する手作り記念品を各学校にて製作

- ・特別支援学校の生徒が制作する手作り記念品

数量限定で一部競技(水球、なぎなた、ソフトボール)の選手へ、特別支援学校の生徒が実習で制作した記念品を配付

- ・総合開会式で選手団激励、高校生活動の展示(パネル、制作物等)を実施

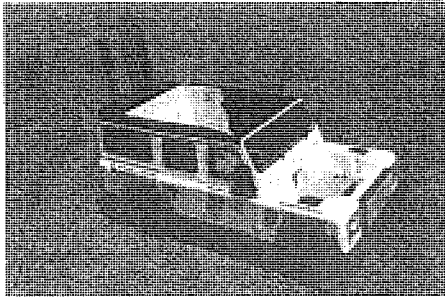


4月21日総合開会式全体練習会での選手団激励の様子

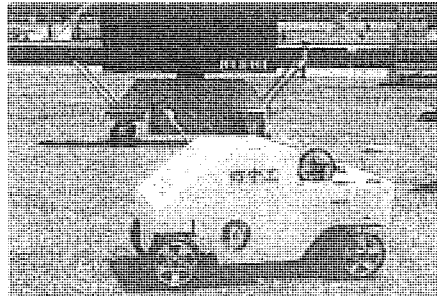
- ・御交流会の実施

総合開会式終了後、皇族に高校生活動の状況等を発表

・ 投擲運搬車の制作



桑名工業高等学校

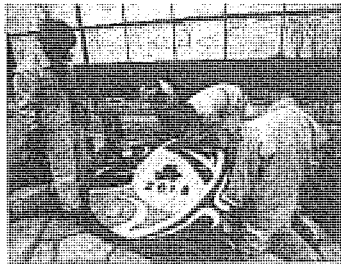


四日市中央工業高等学校

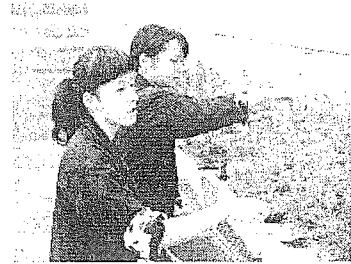
- ・ 総合案内所ブースの制作、大会期間中の総合案内所の運営
- ・ 大型立体装飾、フラワーアレンジメント、友情の花の種のプランター制作



大型立体装飾 (久居農林)



大型立体装飾 (四日市農芸)



友情の花の種プランター

- ・ 宿泊施設へのウェルカムボードの設置

宿泊施設に高校生が作成したウェルカムボードを設置

その他、高校生による大会当日の会場での物販やおもてなし活動を実施予定です。

9 企業・団体等からの支援

(1) 寄附、広告掲載

高校生活動の取組への支援として、県内経済団体の御協力を得て、企業・団体の皆さんへ寄附協力の依頼を行い、200社を超える皆さんからご支援をいただいています。また、競技種目(14競技 15種目)ごとに会場地市町実行委員会が発行する大会プログラムへの広告掲載の協力もいただいています。

(2) 広報・PR協力

寄附依頼企業(約500社)、県内スポーツドクター、県内金融機関、スポーツ用品店等へ、ポスターの掲出、ミニのぼり旗の設置等による広報協力をいただいています。また、イオン店舗19か所にカウントダウンボードを設置いただいています。

(3) スポーツ応援パン

株式会社コイサنزと県立高校(四日市農芸、久居農林、明野、伊賀白鳳)が協同で制作したスポーツ応援パン4種類を、513ベーカリーが商品化して県内10店舗で販売する予定です。(7月～)

10 広報・おもてなし

(1) PR関係

- ・100日前広報強化週間(4月7日～4月17日)
高校生が各種メディア(FM三重、県内ケーブルテレビ(8局11番組)、県内コミュニティFM(4局))、イベント等でPRを実施。また、全校で100日前アナウンスを実施
- ・主要駅への歓迎装飾の実施(7月下旬から8月20日まで)
近鉄4駅(四日市、白子、津、伊勢市)に看板等を設置。大会期間中に駅(四日市、白子、津、宇治山田、五十鈴川)への歓迎装飾を実施。
- ・カウントダウンボードの設置
県庁をはじめ主要駅(近鉄名古屋、四日市、JR津、JR松阪、宇治山田)に設置
- ・ラッピングバス、バス広告の実施(6月から予定)
- ・郵便局集配車、県内タクシーへのPR用ステッカーの配布
県内郵便局集配車566台、県内タクシー約1,300台へPR用ステッカーを掲出

(2) 記録・報道関係

- ・大会ガイドブックの作成・配付(7月～)
競技会場へのアクセス情報等を記載した大会ガイドブックを作成し、大会関係者等に配付
- ・報道ハンドブックの作成・配付(7月～)
報道取材時における留意事項や会場配置図を記載した報道ハンドブックを作成し、報道関係者に配布
- ・記録センター・プレスセンター
競技結果を報道機関等へ正確かつ迅速に提供するとともに競技運営等の問い合わせへの対応、報道機関へ作業スペース等の提供
(平成30年7月26日(木)～8月20日(月) 吉田山会館206会議室)
- ・大会報告書の作成・配付
大会の準備・運営の状況、総合開会式および競技結果等についての大会報告書を作成し、関係団体等へ配付

(3) 観光・おもてなし情報の発信

大会公式ホームページに、観光・おもてなし情報を紹介するページを開設し、会場地
市町の観光・おもてなし情報を掲載するとともに、近隣市町のホームページ、観光三重
ホームページへのリンクを設定しました。

- ・大会前の発信(旅マエ)
インターハイ出場者が決定する6月頃にあわせて、観光三重ホームページに、高
校生お勧めのモデルコース等の特集ページを作成します。インターハイ公式ホーム

ページと相互リンクを設定し、競技観戦以外にも、観光地や食を楽しむ計画づくりの参考情報として提供します。

- 大会中の発信（旅ナカ）

インターハイに参加・観戦者向けに、観光三重スマホサイト等を活用し、高校生イチ押しの観光スポットやスイーツを紹介します。

- インターハイ版「みえ食旅パスポート」

大会期間中、応援に訪れた観客について、県内を周遊いただくためのインターハイ版みえ食旅パスポートを作成・発行します。

平成30年度全国高等学校総合体育大会競技会場・競技日程

県名	競技種目	会場 地市町名	競技会場	7月							8月																		
				26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
				木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
三重県	総合開会式	伊勢市	三重県営サンアリーナ							◎																			
	陸上競技	伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場							◎	■	●	●	●	◆														
	水泳(水球)	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場																					■	●	●	◆		
	バレーボール	男子	伊勢市	三重県営サンアリーナ 三重交通G スポーツの杜 伊勢 体育館	○	●	●	●																					
		女子	津市	三重県総合文化センター サオリーナ 津市立芸濃中学校							◎		●	●	●	◆													
	ソフトテニス	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 庭球場					○	●	●	◆	○	●	●	◆														
	ハンドボール	津市	三重県総合文化センター	○																									
			サオリーナ		●	●	●	●	◆																				
			安濃中央総合公園内体育館		●	●																							
			三重県立津高等学校		●	●																							
		鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 体育館		●	●	●																						
	サッカー	男子	鈴鹿市民会館														○												
			三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 メイングラウンド														●	●											
			三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 第2グラウンド														●	●	●										
			三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 第4グラウンド														●	●	●										
			四日市市中央緑地陸上競技場														●												
			四日市市中央緑地フットボール場(A・Bフィールド)														●												
			伊勢フットボールヴィレッジ(A・Dピッチ)														●												
			伊勢フットボールヴィレッジ(Bピッチ)														●												
	伊賀市	上野運動公園競技場													●	●	●												
	ソフトボール	熊野市	山崎運動公園 熊野市総合グラウンド 熊野市防災公園野球場									○	●	●	●	◆			○	●	●	◆							
	柔道	津市	サオリーナ														■	●	●	◆									
	剣道	伊勢市	三重県営サンアリーナ														○	●	●	◆									
	レスリング	津市	メッセウイング・みえ																										
	テニス	四日市市	四日市ドーム								○	●	●	●	●	●	●												
			霞ヶ浦テニスコート									●	●	●	●	●	◆												
			三滝テニスコート									●				●													
	登山	菟野町	菟野町町民センター									○				□													
			三重県立菟野高等学校(審査)										●																
			三重県民の森(募营地)										●	●	●	●													
鈴鹿山脈一帯(三池岳、釈迦ヶ岳、国見岳、御在所山、鎌ヶ岳)													◎	○															
ウエイトリフティング	亀山市	亀山市文化会館																											
		西野公園体育館																											
なぎなた	津市	津市久居体育館																											

別紙1

◎:総合開会式 ○:競技種目別開会式 ㊦:競技種目別開会式後競技
 ●:競技 ◆:競技終了後閉会式 □:閉会式

平成30年度全国高等学校総合体育大会競技会場・競技日程

県名	競技種目	会場地 市町名	競技会場	7月							8月																				
				26 木	27 金	28 土	29 日	30 月	31 火	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水	9 木	10 金	11 土	12 日	13 月	14 火	15 水	16 木	17 金	18 土	19 日	20 月		
岐阜県	ボクシング	岐阜市	OKBぎふ清流アリーナ							○	●	●	●	●	●	◆															
	ホッケー	各務原市	各務原市民会館		○																										
			川崎重工ホッケースタジアム			●	●	●	●	◆																					
	空手道	岐阜市	岐阜メモリアルセンター 愛ドーム									○	●	●	◆																
	アーチェリー	高山市	飛騨高山ビッグアリーナ								○		□																		
中山公園陸上競技場												●	●	●																	
カヌー	海津市	海津市文化センター									○																				
		長良川国際レガッタコース											●	●	●	◆															
静岡県	体操	静岡県	静岡県草薙総合運動場体育館(このはなアリーナ)														○	●	◆												
			新体操							○																					
	サッカー	女子	藤枝市民会館								●	●		●	◆																
			藤枝総合運動公園サッカー場								●	●		●																	
			藤枝総合運動公園陸上競技場									●																			
			藤枝総合運動公園多目的広場人工芝広場									●																			
	バドミントン	浜松市	浜松アリーナ										○	●	●	●	●	◆													
			浜松市浜北総合体育館(グリーンアリーナ)													●	●	●	◆												
相撲	沼津市	ふじのくに千本松フォーラム(プラサヴェルデ)									■	●	◆																		
弓道	袋井市	小笠山総合運動公園エコバアリーナ									■	●	●	◆																	
自転車競技	トラック	伊豆市	日本サイクルスポーツセンター333メートルトラック、 日本競輪学校									○	●	●	●																
	ロード		日本サイクルスポーツセンター5キロサーキットコース																												
愛知県	水泳	名古屋市	日本ガイシアリーナ																												
			競泳 飛込																												
	バスケットボール	男子	一宮市	一宮市総合体育館(DIADORAアリーナ、いちい信金アリーナA)							○	●	●	●	●	●	◆														
		女子	名古屋市	ドルフィンズアリーナ(愛知県体育館)									○	●	●	●	●	◆													
		女子	小牧市	パークアリーナ小牧(小牧市スポーツ公園総合体育館)								○	●	●	●	●	◆														
	卓球	豊田市	スカイホール豊田					○																							
	ボート	東郷町	東郷町総合体育館																												
			愛知池漕艇場 東郷コース				●	●	●	◆																					
	フェンシング	知多市	知多市勤労文化会館								○																				
知多市民体育館												●	●	●	◆																
少林寺拳法	西尾市	西尾市総合体育館									■	●	◆																		
和歌山県	ヨット	和歌山市	和歌山セーリングセンター																							○	●	●	◆		
◎:総合開会式 ○:競技種目別開会式 ■:競技種目別開会式後競技 ●:競技 ◆:競技終了後閉会式 □:閉会式				26 木	27 金	28 土	29 日	30 月	31 火	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水	9 木	10 金	11 土	12 日	13 月	14 火	15 水	16 木	17 金	18 土	19 日	20 月		

開催日：平成30年 8月 1日(水)
 会場：県営サンアリーナ(伊勢市朝熊町)
 8:00 入場開始
 9:30 入場締切/[式典前映像]
 10:00 [式典]開始
 11:13 [歓迎演技]開始
 11:42 [選手団激励]
 11:57 選手団退場
 12:06 総合開会式終了

〔主な出席者〕

- ①大会役員、招待者、一般観覧者 (1,800名程度)
 (文部科学大臣、全国高体連会長、日本体育協会会長等、
 会場市町長、都道府県教育長、競技団体役員、協賛各社)
 ②各都道府県選手団 (1,200名程度)
 (陸上競技、バレーボール女子、ウエイトリフティング)

〔県内高校生による式典企画運営〕

- ①式典運営：
 アナウンス(8名程度)：県内高校生
 先導隊・プラカード(80名程度)：四日市商業、四日市、暁、高田、三重 他
 吹奏楽(120名程度)：白子、皇學館
 合唱(100名程度)：宇治山田、伊勢、明野、松阪工業、松阪、津、津西、
 津東、三重、セントヨゼフ女子学園、桜丘、高田 他
 ②歓迎演技(370名程度)：県内高校生
 ③会場運営(400名程度)：県内高校生

〔式典〕約1時間

1	皇族御着席	
2	開式通告	ファンファーレⅠ
3	選手団入場	行進曲「Millaie」
4	開会宣言	ファンファーレⅡ
5	国旗儀礼	国歌斉唱
6	大会旗・県旗儀礼	高体連の歌合唱
7	優勝杯返還	本県開催競技
8	大会会長挨拶	全国高体連会長
9	祝辞	
10	歓迎のこトバ	知事
		会場地代表市長 生徒代表
11	皇族のおこトバ	
12	選手代表宣誓	ファンファーレⅢ
13	閉式通告	ファンファーレⅣ
14	皇族御退席	

〔行進曲〕

○選手団入場曲

- ・「Millaie(未来絵)」宮川彬良さん作曲
- ・「ブルー・マリーン」(三重国体マーチ)
(昭和50年国民体育大会使用曲)
- ・マーチ三重
(昭和48年度全国高等学校総合体育大会マーチング演技曲)

○選手団移動曲、選手団退場曲

- ・検討中

〔歓迎演技〕28分間程度

〔テーマ〕ええやん!やるで!ここ三重の地で!

〔コンセプト〕平成最後のインターハイで、全国から集まった選手達が、明日からの大会に向けた活力を得て、東海の空にはばたく。

章(時間・出演者)	イメージ	演出・ねらい
第1章 6分 <海と山と空と-みえ> 和太鼓:稲葉特別支援(約20人) 体操競技:県内高校生(約30人) 新体操:県内高校生(約30人)	全国から激戦を突破してきた選手達が、海と山と空に囲まれた常若の地三重に来たことを実感する。	「ようこそ 三重へ」という歓迎の気持ちをダイナミックな和太鼓演奏、アクロバティックな体操演技、三重を連想させる新体操の演技で表現し、選手たちの心を惹きつけます。
第2章 5分 <過去から未来へ> 司会:県内高校生	昭和から始まったインターハイが、三重の地で平成最後の大会をむかえる。この大会が新たな時代への橋渡しとなり、選手達の未来での活躍を予感する。	三重の地で、選手達自身が新たな時代へと向かうさまを、過去から未来を想像させる映像と高校生のナレーションで表現します。
第3章 5分 <輝き> ダンスパフォーマンス: 三重(約100人)	未来へはばたく選手達の爆発的なエネルギーが弾ける。	実際の競技のように直前に精神を集中させる緊張感やエネルギーを、大勢の高校生が細部まで意思の行き渡ったダンスパフォーマンスで表現します。
第4章 6分 <彩る感動> マーチング:相可、松阪工業、三重(約80人) カラーガード:松阪工業(約25人)	競技に挑む選手達(「する人」と「見る人」、「支える人」)が一体となる。	積み重ねてきたものの重み、それを礎に新しいことに挑戦する意欲を感じてもらうように、仲間と協力し最大限に力を発揮する情熱溢れる様子を、マーチング演奏とカラーガード演技のコラボで表現します。
第5章 6分 <Millaie(未来絵)> 第1章~4章の全出演者他(約300人)	メッセージを受けとった選手達が、明日からの大会に向けた活力を得て、未来にはばたく。	選手たちの体内に明日からの大会に向けた活力がみなぎるよう、式典音楽隊による演奏をバックにダンス隊が演技をするとともに、大会に関わるすべての生徒が加わって、一体感溢れる動きを表現します。

〔選手団激励〕 歓迎演技に引き続き、選手団へ激励を約15分間程度実施。その後、選手団退場。

〔式典前映像〕

東海4県の高校生が、4県の魅力と開催競技、競技会場等を紹介する映像作品を制作し、総合開会式開始前に会場の大型モニターで放映。

〔内容〕

- ①東海4県の紹介(名所、食文化等)
- ②各競技会場・会場地紹介
- ③東海4県の高校生活動紹介
- ④歓迎映像(大会参加者への激励等)

〔企画・撮影〕

- ・企画・撮影 東海4県の高校生が担当
- 三重県担当校:桑名西・松阪・鈴鹿

〔草花装飾〕会場周辺を装飾

《立体装飾 3点》

- ・屋内装飾物(みえびい+ウイニンくん) 伊賀白鳳
- ・屋外装飾物(高体連マーク+みえびい) 久居農林
- ・屋外装飾物(シンボルマーク) 四日市農芸



シンボルマーク



高体連マーク



ウイニンくん



みえびい

《フラワーアレンジメント》

明野

《プランター装飾》

県内農業高校

- ・サルビア、マリーゴールド等を設置
- ・総合開会式周辺及び各競技種目別大会会場等に設置

4 県立高等学校の活性化

1 県立高等学校活性化計画

県立高等学校の活性化については、平成29年3月に策定した県立高等学校活性化計画（計画期間は平成29年度から平成33年度までの5年間）をもとに取組を進めています。

(1) 計画のポイント

- ① これからの社会で必要とされる資質・能力を育む観点を重視し、新学習指導要領で位置づけられる「主体的・対話的で深い学びの実現」や「カリキュラム・マネジメント」の考え方をふまえた取組を位置づけたこと
- ② 人口減少や生徒数の大幅な減少が見込まれる中、高等学校活性化の取組に、地方創生、地域の担い手育成の視点を取り入れたこと
- ③ 1学年2学級（3学級も準じる）の高等学校については、地域が一体となって活性化を図る枠組みを設けたこと

(2) 県立高等学校活性化計画の基本的な考え方

- ① 新しい時代を生き抜いていく力の育成
 - ・ 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）への転換、自立する力、共生する力など、これからの時代を生き抜いていく力の育成
 - ・ さまざまな価値観や背景を持つ人々と協力して課題を解決するコミュニケーション能力の育成
 - ・ 地域や文化、産業における三重の持つ特徴を未来に継承する人材の育成
- ② 生命を大切に作る心を育み一人ひとりに応じた教育の実現
 - ・ 自他の生命を尊重する心や思いやりの心、規範意識を育む教育の推進
 - ・ いじめや暴力行為等の未然防止、不登校生徒の支援
 - ・ 学び直しや特別な支援が必要な生徒、経済的に不利な環境にある生徒への支援
- ③ 人口減少社会における高等学校のあり方
 - ・ 学校の魅力向上により生徒や保護者から「選ばれる高等学校」をめざす
 - ・ 学校と地域や産業界が相互に協力して活性化を推進
 - ・ 学校の規模や配置、学校のあり方について学校規模を維持する視点と地域の担い手育成等の視点の両面から総合的に検討
- ④ 学校の組織力と教職員の資質の向上
 - ・ 学校マネジメントによる学校運営の継続的な改善
 - ・ 学びの質や深まりを重視した授業改善や生徒のニーズに応じた的確な指導
 - ・ カリキュラム・マネジメントの考え方を重視した学校の組織力向上

2 具体的な取組状況

中学校卒業者数の急速な減少が見込まれるなか、すべての高等学校において、これからの社会を担う人づくりの視点を重視しつつ、これまで以上に生徒一人ひとりの学習ニーズに応えるとともに、学校の魅力が高まるよう、学校の状況や生徒の実態に応じ、注力すべき方向を見定めて、取組を進めています。

(1) 小規模校の活性化の取組

1 学年 3 学級以下の高等学校は、学校ごとに活性化協議会を設置し、地元市町、産業界等の地域関係者と具体的方策を協議し、一体となって活性化の取組を推進しています。活性化の取組期間は、3 年間を原則とし、入学者の状況や生徒の進路実現の状況、活性化の取組など、その活動と成果について毎年度検証を行い、3 年経過後に、その後の方向性を検討します。

① 平成 29 年度の取組

各学校の活性化協議会で活性化プランを策定し、具体的な取組を進めました。

<取組例>

- 地元の旅館やホテル、福祉施設の協力を得て、観光系列・福祉系列の生徒がデュアルシステムで年間を通じて現場実習（鳥羽高校）
- 保育所から高校までの一貫した地域教育について語り合う地域懇談会を開催するとともに、潜在的な志願者が多い保育・看護系への進学指導体制を整備（飯南高校）
- 美容などの特色ある取組を生かして小中学校で出前授業を実施するとともに、地域行事に積極的に参加することで生徒の姿を地域に発信（あけぼの学園高校）
- 寮に Wi-Fi 環境を整備し、タブレットやスマートフォンを使用した各自のレベルに応じた自学自習を推進するとともに、1 年生全員が地場産業を体験する「大台町体験デー」を実施（昴学園高校）
- 民宿を活用した下宿など、県内外生徒の受入体制を整備するとともに、現場での体験授業の機会を拡大（水産高校）
- ソーシャルスキル・トレーニングや授業のユニバーサルデザイン化により、コミュニケーション能力や基礎学力の向上に取り組むとともに、地元事業所と連携した長期インターンシップ・プログラムを拡大（白山高校）
- 大学生のボランティアを活用した進路指導・学習支援を実施するとともに、志摩市を訪れる外国人に観光案内をするための英会話学習を実施（志摩高校）
- SBP（ソーシャル・ビジネス・プロジェクト）や「地域創生アドバンスコース」の活動で、年間を通じて町内の事業者から地元産業について学習するとともに、町による給付型の大学進学奨学金の創設や町営バス通学

定期運賃の無償化、就職支援相談員の配置等を実施（南伊勢高校南勢校舎）

- 合同で部活動を行うなど、度会中学校との交流を深めるとともに、公務員を志望する生徒のために、町の支援のもと公務員対策講座や役場でのインターンシップを実施（南伊勢高校度会校舎）
- 町の協力を得て、学校設定科目「東紀州学」・「地域産業とみかん」において、地元の魅力を理解しながら課題解決型学習に取り組むとともに、看護系への進学希望の実現のために補充授業を拡充（紀南高校）

② 平成 30 年度の取組

平成 29 年度の取組の成果と課題を検証し、引き続き地域関係者の協力を得て、活性化プランに改善を加え、各取組の効果を高め、活性化に着実に結びつくよう取り組みます。

また、基礎学力の定着・向上、地域へのPRなど各学校に共通する課題については、学校間で情報共有して、効果的な取組を進めます。

(2) 産業界と連携した専門学科の活性化

① 四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科

平成 30 年 4 月、四日市工業高等学校にもものづくり創造専攻科（機械コース、電気コース）を開設し、1 期生 11 人が入学しました。

産業界と密接に連携した実践的な教育を通じて、高度で卓越した専門教育を実現し、グローバルな視点を持った将来の地域産業の担い手や、生産現場における指導力を備えた牽引役の育成を目指します。

< 特色ある取組 >

- 「協働パートナーズ」（専攻科の教育に協力いただく企業）と連携し、科目「総合実習」における講演や工場見学、企業実習を実施します。
- 三重大学の教員が専門科目の授業を担当するとともに、鈴鹿大学の英語の講座を受講するなど、県内大学と連携した教育内容とします。
- 新設される専攻科棟に導入される最新機器を活用して実習を行うとともに、ASEAN 地域で海外インターンシップを実施（9 月下旬予定）するなど、学習内容の魅力化を図ります。

② 農業学科におけるGAPに関する教育

平成 29 年に開催された「三重県GAP推進大会」以降、各農業高校においてGAP教育への取組を進めています。明野高等学校では、平成 30 年 3 月、県内の高校で初めてJGAP認証を取得しました。（認証農産物：茶）

農業に関する食品安全や環境保全、生産工程管理の取組を学ぶことにより、安全な農産物の生産、加工、農場の改善など主体的に実践する力に加え、グ

グローバルな視野、コミュニケーション力、主体性、課題解決力を育成します。

<平成 30 年度の取組>

- ・ 全ての農業高校で、国際水準のGAPの認証取得を進めるとともに、科目「農業と環境」にGAPに関する内容を取り入れます。
- ・ GAP認証を受けた事業所において、視察や体験実習を行います。
- ・ 福島県の農業高校生と交流し、切磋琢磨することで、GAPに関する学習を深めます。

③ 伊賀白鳳高等学校建築デザイン科

建築・土木の専門教育にかかるニーズをふまえ、平成 31 年 4 月に現行の「工芸デザイン科インテリアコース」を「建築デザイン科建築・インテリアコース」に改編します。

<コースの特色>

- 建築分野の科目を新たに設置し、既存のインテリア分野の科目と合わせて学習することで、建築設計・施工からインテリアまでの幅広い知識・技能を習得します。
- 3年次に希望者に対してデュアルシステムとして、1年間を通して週1日、地域の事業所等での現場実習を行います。
- 資格取得については、2級建築施工管理技士資格、2級建築士および木造建築士の受験資格に必要な実務経験年数が短縮されます。

(3) 学校の枠を越えた学びの充実

様々な高校の生徒が集い、教科横断的な知識を駆使して、今日的な課題について、異なる価値観や考え方をもつ他校の生徒や大学生・社会人とディスカッションしながら課題を解決する力を育むための取組を実施しています。

① みえ未来人育成塾

県内から 40 名（県内高校生 21 校 30 名、留学生 4 名、大学生 5 名）の生徒が集い、「一人ひとりがよりよい社会と幸福な人生の創り手となるために」をテーマに議論し、ポスターセッションを通して、考えを共有しました。（平成 29 年 6 月 17 日・18 日）

平成 30 年度は、6 月 2 日と 3 日に、伊勢志摩サミット開催を記念した「みえ国際ウィーク 2018」期間の取組の一環として、「国際環境技術移転センター（ICETT）」において、雇用経済部と共催で実施します。ICETT職員から三重県における環境技術移転の取組を学んだ後、国際的な環境問題をテーマとしたグループディスカッションを行う予定です。

なお、ワークショップ、講演会、ディスカッション等、全日程で英語を使用言語として行います。

② 高校生地域創造サミット

県内外から92名（県内31校76名、県外5校16名）の高校生が南伊勢町に集い、フィールドワークやディスカッションを行い、南伊勢町の地域課題について、高校生ならではの発想による「地域を生かした課題解決策」を検討し、南伊勢町に提言しました。（平成29年12月26日～27日1泊2日）

平成30年度も12月に、1泊2日の日程で鳥羽市で開催し、地域が抱える課題を現地で体感し解決策を議論することを通じて、地方創生や地域活性化の重要性について深く考える機会とする予定です。

③ みえ自然科学フォーラム

平成28年に三重県で開催された第10回国際地学オリンピック日本大会の成果をふまえ、子どもたちが自然科学分野について日頃取り組んでいる研究成果を発表しあったり、先進的な研究等に触れたりすることで、子どもたちの自然科学に対する興味・関心を高め、「探究的な活動」を県内に普及することを目的として開催しました。参加者は344名（高校生190名、小中学生41名、保護者34名、その他79名）で、平成28年度（161名）に比べ増加しました。（平成30年2月11日）

「みえ自然科学フォーラム2018」は平成31年2月16日に開催予定で、三重の高校生の課題探究能力を高めるとともに、科学好きの小中学生にも参加の裾野を広げていきます。

5 学校における防災教育・防災対策の推進

1 現状と課題

東日本大震災の発生を受け、平成 23 年度に策定した「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について〈指針〉」に基づき取組を進めるとともに、平成 28 年の熊本地震で指摘された避難所運営などの課題への対応も進めています。

児童生徒が災害対応能力を身につけるとともに、安全で安心して学習できる環境を整備するための取組を着実に推進し、学校における防災教育・防災対策を一層充実していく必要があります。

(1) 学校施設の耐震化の現状

学校施設の安全性を確保するため、県立学校は平成 25 年度に公立小中学校は平成 28 年度に校舎等の建物の耐震化を完了しました。吊り天井等の非構造部材の耐震化にも取り組んでいますが、吊り天井等落下防止対策が必要な棟数は、県立学校では 63 棟、公立小中学校で 13 棟となっています。(平成 30 年 4 月 1 日現在)

(2) 主な課題

- ・地震や津波、風水害などの自然災害から児童生徒を守るため、体験型防災学習の実施や教職員の防災に関する知識の向上等による防災教育の充実および家庭や地域と連携した取組の推進が必要です。
- ・安全な学校づくりおよび地域の避難所としての機能確保のため、吊り天井等落下防止対策などの非構造部材の耐震対策の早期の完了が必要です。

2 平成 30 年度の主な取組

(1) 「防災ノート」の配付

「防災ノート」を、公立小中学校、県立学校の新入生および小学校の新 4 年生に配付します。また、外国語版についても、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語を配付します。

また、「防災ノート」の家庭での活用を促進するため、保護者への周知や、教員に対する活用方法の紹介等を行います。

(2) 学校における防災教育・防災対策の支援

学校が実施する体験型防災学習や保護者、地域住民等との合同の避難訓練等の取組、各学校における防災体制の点検・見直しについて、職員を派遣して支援します。

【防災教育の支援】

- ・児童生徒の体験型防災学習（防災啓発車による地震体験、防災タウンウォッチング・防災マップ作成、避難所運営体験等）の支援
- ・保護者、地域住民等と連携した避難訓練や防災学習の支援

【防災対策の支援】

- ・校内研修の支援（防災学習指導計画の作成等）
- ・防災体制の点検・見直し支援（危機管理マニュアルの内容点検、避難場所の安全点検等）

（３）学校防災リーダー等教職員研修の実施

みえ防災・減災センター等と連携して、公立小中学校および県立学校の学校防災リーダー等教職員を対象に、防災ノートを活用した防災教育や地域と連携した体験型防災学習等の研修を実施します。

【研修内容(予定)】

- ・学校防災概論（学校防災計画、指導計画、防災ノートの活用、被災地に学ぶ防災教育、実践事例報告等）
- ・体験型防災学習の実践演習等（避難所運営体験、液状化実験等）

（４）学校防災ボランティア事業

県内の中学生・高校生が、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、８月６日から９日にかけて県内の中学生・高校生が宮城県、福島県を訪問し、東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学习等を実施します。

（５）学校安全総合支援事業の実施

文部科学省の委託事業を活用して、学校における防災教育に取り組む市町教育委員会を支援します。

【支援内容】

- ・防災教育、訓練手法等の開発・普及の取組の支援
- ・学校防災アドバイザーの活用による学校における防災学習の支援

（６）学校施設の耐震化の推進

①県立学校

非構造部材の耐震対策については、平成 24 年度に行った専門家による点検結果をもとに、引き続き、計画的に実施していきます。

特に屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成 30 年度は対策が必要な 31 校 63 棟のうち、13 校 24 棟の対策工事を実施します。

②公立小中学校

公立小中学校の非構造部材の耐震対策の促進に向けて、市町等に対し、補助制度の活用に関する情報提供や助言を行うとともに、機会をとらえて耐震対策を要請していきます。

国に対しては、耐震対策に必要な財源の確保や補助率の嵩上げなどの補助制度の拡充を要望していきます。

（７）学校防災取組状況調査の実施

学校における防災教育・防災対策の取組状況を継続的に把握し、学校防災の取組を一層推進するため、取組状況に係る調査を実施します。

6 教職員の配置と健康管理

1 教職員定数

教職員定数には、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）に基づいて算定される標準法定数と、県の個別の課題に対応するために県が独自に措置する県単定数があり、これらを合わせたものが条例定数です。

標準法定数は、児童生徒の増減による学級数の変動や、文部科学大臣が定める加配定数の動向等により増減します。平成30年度は、小学校、中学校及び高等学校では学校の統廃合、児童生徒数の変動等により、標準学級数が減少したため、定数が減少しました。特別支援学校では松阪あゆみ特別支援学校の開校等により、定数が増加しました。

県単定数は、小中学校全体では学校統合加配の減により、減となりました。高等学校では四日市工業高等学校専攻科の開設等により、微増となりましたが、県全体では定数が減少しました。

この結果、条例定数は特別支援学校では増加しましたが、小学校、中学校および高等学校では減少しました。

	平成30年度			平成29年度			増 減		
	法定数	県単定数	計	法定数	県単定数	計	法定数	県単定数	計
小学校	6,855	73	6,928	6,890	85	6,975	△35	△12	△47
中学校	3,642	70	3,712	3,747	70	3,817	△105	±0	△105
高等学校	3,365	133	3,498	3,408	132	3,540	△43	+1	△42
特別支援学校	1,232	53	1,285	1,195	54	1,249	+37	△1	+36
合計	15,094	329	15,423	15,240	341	15,581	△146	△12	△158

※ 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

【少人数教育への対応】

	種類	小学校	中学校	小中計
少人数教育のために配置している教員数	定数	348	206	554
	非常勤	185	80	265
小学校1・2年生、中学校1年生の少人数学級活用分（上記内数）	定数	116	36	152
	非常勤	0	16.5	16.5
少人数授業や他学年での学級編制活用分（上記内数）	定数	232	170	402
	非常勤	185	63.5	248.5

【特別支援教育への対応】

○通級

内容	県内の各地域の拠点となる学校に通級指導教室を設置し、通級指導を行う教員を配置する。
配置状況	・ 小学校・・・ 国定数：53人、県単臨：10人 ・ 中学校・・・ 国定数：5人、県単臨：2人

○特別支援非常勤

内容	特別支援教育コーディネーターの職務の遂行を支援するため、特別支援学級の在籍児童生徒が多い学校や地域の拠点となる学校に対し、非常勤講師を配置する。
配置状況	・ 非常勤（週9時間） 小学校：106人 中学校：45人

【外国人児童生徒教育への対応】

内容	日本語指導の必要な児童生徒の多い地域の拠点となる学校に教員を配置するとともに、巡回相談を行う教員を配置する。
配置状況	・ 小学校・・・ 国定数：40人、県単臨：16人、 非常勤（週9時間）：49人、巡回相談員（県単臨）：3人 ・ 中学校・・・ 国定数：16人、県単臨：6人、 非常勤（週9時間）：19人、巡回相談員（県単臨）：9人

2 教職員が働きやすい環境づくり

県教育委員会では、「三重県教育ビジョン」の施策の一つとして「教職員が働きやすい環境づくり」を掲げ、教職員が、子どもたちと向き合う時間が確保され、教育活動に意欲的に取り組めるよう、総勤務時間縮減に係る指針の策定、すべての教職員の時間外労働時間と休暇取得日数の把握に取り組んでいます。また、勤務時間諸制度の整備、総勤務時間縮減取組の事例集配布、長期休業中に会議を行わない期間の設定、学校現場における事務負担軽減のための調査や会議等の見直し、各学校の安全衛生体制の整備などを進めてきました。

平成30年度は、平成29年度に引き続き、時間外労働の縮減時間数および休暇取得増加日数の具体的な数値と超長時間労働者の減少を目標と定め、すべての公立学校が統一して総勤務時間縮減に向けて取り組む3項目（定時退校日の設定、部活動休養日の設定、会議時間の短縮）を設定するとともに、月80時間を超える時間外労働者の削減目標を設定して、市町等教育委員会や各学校と一体となって総勤務時間縮減に向けて取り組みます。

【時間外労働時間の現状】

教員 1 人あたりの月平均時間外労働時間

【月平均時間】

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
小学校	23.03	23.36	24.10	25.27	28.89
中学校	38.32	39.55	40.19	40.68	46.44
小中全体	28.49	29.13	29.84	30.73	35.06
県立学校	17.60	17.61	18.27	18.34	19.29

3 教職員の健康管理について

(1) 現状

本県における教職員の精神神経系疾患による休職者数の割合は、平成28年度は0.65%（在職者数15,267人のうち99人）となっており、平成25年度はやや減少したものの、ここ数年間、増加傾向にあります。

三重県および全国の教職員在職者に対する精神神経系疾患休職者の割合（単位：%）

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
三重県	0.63	0.63	0.54	0.59	0.65	0.65
全 国	0.57	0.54	0.55	0.55	0.54	0.53

(2) 課題

- ・教職員や管理職が心の健康について正しい認識をもち、早期に気づき対応できるようにするとともに、ストレスチェックの実施や、相談事業の活用促進により、メンタル不調の未然防止に努める必要があります。
- ・円滑な職場復帰や復職後の支援を行うことにより、再発を防止していく必要があります。

(3) 今後の取組

- ・研修等については、不安や悩み、ストレスと心の健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修として、初任者研修およびメンタルヘルスセミナー、学校に臨床心理士を派遣して行う一次予防セミナーを実施するとともに、管理職が所属する職員の抱えるストレスに気づき対処する方法を身につけるラインケア研修を新任校長および新任教頭を対象に実施します。
- ・相談事業については、教職員や管理職を対象にした臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」や、管理職が、メンタル不調者の早期対応や職場復帰に際し、個別の支援や職場の支援について専門医に相談する「メンタルヘルスカンファレンス」を実施します。

- ・再発防止の取組については、退職者の復職支援として、「リワーク支援専門員派遣事業」を実施し、職場復帰訓練中から復職後概ね1年間、臨床心理士による復職者への面談および所属長への助言を行うことにより、再発防止を図ります。
- ・職員のストレスへの気づきや職場環境の改善等を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的に「ストレスチェック」をすべての県立学校および県教育委員会事務局で実施します。また、小中学校においては、実施義務のある教職員50人以上のすべての学校で実施していますが、県教育委員会では、その他の学校においても実施するように市町等教育委員会に働きかけてきました。その結果、実施する学校は年々増加しています。今後も、教職員の人数に関わらず、すべての小中学校で実施できるよう、情報提供等を行い、市町等教育委員会に働きかけを進めます。

7 小中学校教育の推進

1 学習指導要領等の改訂

平成29年3月31日に幼稚園教育要領及び学習指導要領が改正され、新幼稚園教育要領は平成30年度から、新小学校指導要領は平成32年度から、新中学校指導要領は平成33年度から施行されます。

学習指導要領等の改訂のポイントとしては、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」や、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」などが挙げられています。

また、教育内容の主な改善事項には、言語能力の確実な育成のほか、理数教育、伝統や文化に関する教育、道徳教育、体験活動、外国語教育などの充実が示され、重要事項には、幼稚園教育要領、学校段階等間の円滑な接続などが示されています。

特に、道徳の「特別教科化」、小学校外国語教育の早期化・教科化などについては、各学校が適切に対応できるよう授業改善等の取組を計画的に実施していく必要があります。

2 道徳教育

(1) 新学習指導要領の内容等

① 平成27年3月27日に学習指導要領が一部改正され、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から、「特別の教科 道徳」が完全実施されます。

② 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、答えが一つではない課題に子どもたちが道徳的に向き合い、「考え、議論する道徳」への転換により児童生徒の道徳性を育むことが示されています。

- ・「自分ならどうするか」という観点から道徳的価値と向き合うとともに、自分とは異なる意見をもつ他者と議論することを通して、道徳的価値を多面的・多角的に考える。
- ・他者との合意形成や具体的な解決策を得ること自体が目的ではなく、多面的・多角的な思考を通じて、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深める。

(2) 今年度の取組

① 研修等を通じた授業改善

- ・国の道徳教育指導者養成研修（中央指導者研修、ブロック別指導者研修）へ、教員や指導主事等を派遣します。
- ・各市町道徳教育担当指導主事等を対象とした三重県道徳教育推進会議、校長研修会等で、「特別の教科 道徳」における指導・評価の工夫・改善等、道徳教育の充実に向けた取組について、引き続き情報交換および協議を行います。

② 「考え、議論する道徳」の推進

- ・道徳教育アドバイザーを学校等へ派遣し、「考え議論する道徳」の効果的な指導方法や学校の教育活動全体で道徳教育を行うための体制整備の在り方等につい

て具体的な指導助言を行います。また、アドバイザーの模擬授業や派遣した学校の授業を公開することにより、県内全体で「考え、議論する道徳」の推進に取り組みます。

(1校当たり3回程度。10校に派遣予定。)

- ・研究指定校等を指定し、市町教育委員会と連携して先進事例を普及・啓発します。

※研究推進地域：桑名市、四日市市、鳥羽市、名張市

③ 道徳教育推進のための検討体制

- ・有識者等による「三重県道徳教育推進委員会」を引き続き開催し、実践事例を共有し意見を聴取して、本県の道徳教育の改善を図ります。

3 外国語教育

(1) 新学習指導要領の内容等

- ① 小学校において、中学年で年間35単位時間の外国語活動が、高学年で年間70単位時間の外国語科が導入されます(平成32年度実施)。

中学校では、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、基本的に授業は英語で行うこととなります。

- ② 新学習指導要領への移行期間となる平成30、31年度には、小学校における外国語活動の授業時数は、中学年で年間15単位時間を、高学年では現行の授業時数に年間15単位時間増加させた50単位時間を実施することとなります。

また、各学校の判断により、移行期間中に新学習指導要領に規定される外国語科活動の授業時数及び内容を指導することが可能となっています。

- ③ 平成31年度から中学校第3学年を対象とした全国学力・学習状況調査において、英語の「聞くこと」「読むこと」「書くこと」「話すこと」の力を測定する英語調査が実施される予定です。

(2) 今年度の取組

① 教員の指導力向上

- ・英語教育推進研修(英語教育推進リーダーによる指導力向上研修)を、小学校教員の初任者及び中学校英語教員を対象に悉皆で実施します。
- ・指導力・英語力向上のための研修(小学校英語ブロック別研修、中学校英語地域別強化研修など)を実施します。
- ・中学校の英語授業における英語使用やCAN-DOリスト(「聞く」「読む」「話す」「書く」の4領域の目標を具体化した学習到達目標の設定)の活用推進を図るため、指導と評価の改善に係る研修を実施します。
- ・市町等教育委員会の要望に応じ、小学校英語の出前研修を実施するとともに、校内研修等に役立つ情報の提供等、支援を行います。
- ・小学校英語教科化に向けた小学校教員の中学英語免許取得のための講習を実施します。
- ・中学校英語免許保有者等、専科指導や英語教育推進の可能な教員の計画的な配置を行います。

② 授業・指導モデルの構築・普及

- ・県内にモデル校（3中学校区）を指定し、小中の円滑な接続のための指導体制、「書く」「読む」を含めた4技能を扱った指導方法、評価の在り方、複式学級における指導方法等について、専門家の指導・助言を受けながら、授業や指導のモデルを構築する実践研究を行います。

また、指導資料（モデル校の授業の指導案にポイントを付記し、授業のイメージをより具体的に示したもの）の作成・普及、モデル校における公開授業の実施により、研究成果等の普及を図ります。

- ・新学習指導要領で求められる英語力をふまえた英語のワークシートを作成し、活用を推進します。

③ 英語による発信力向上

- ・ふるさとについて英語で一枚紙にまとめて発信する「ワン・ペーパー・コンテスト（中学生）」を開催します。
- ・平成29年度作成の「Let's Talk About Mie～ふるさと三重英語教材～」の活用を推進し、ふるさとについて英語で発信する力を育みます。

4 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続

（1）新学習指導要領の内容等

新幼稚園教育要領において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確化されました。

【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】

「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」
「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」
「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」
「豊かな感性と表現」

さらに、小学校教育が円滑に行われるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校の教員と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を図るよう努めることが求められています。また、小学校学習指導要領においても、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を工夫することが求められています。

（2）今年度の取組

- ① 保幼小の教職員が円滑な接続に資する保育・教育活動を適切に行うことを目的に平成29年度に作成した「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」について、公立小中学校校長研修会、国公立幼稚園・こども園長会総会、私立幼稚園園長会等で説明することにより普及を図り、その活用を促進します。

※「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」

幼稚園等と小学校の特徴・違いや円滑な接続のためのポイント、保育・教育活動、指導の工夫例などを盛り込んだ手引き

○構成

- 1 保幼小接続に関する状況と課題
 - (1) 幼児教育の重要性を巡る状況
 - (2) 保幼小接続に関する状況と課題
 - (3) 本手引きのねらい
- 2 円滑な接続を行うために
 - (1) 円滑な接続のために取り組むこと
ポイント1：幼児教育と小学校教育の特徴や違いを理解する
ポイント2：「接続期に育みたい子どもの姿」を設定・共有する
ポイント3：円滑な接続を意識してカリキュラムを作成する
ポイント4：カリキュラムをもとに保育・教育活動、幼児児童の交流を進めるとともに、カリキュラムの見直し、引き継ぎを行う
 - (2) 円滑な接続のための保育・教育活動、指導の工夫例
 - ① 自立の芽生え
 - (1) 健康で安全な生活を送る
 - (2) 自分のことは自分でする
 - (3) 人とかかわる
 - ② まなぶ力
 - (1) 好奇心や探究心をもってものとかかわる
 - (2) 文字や数字に興味・関心をもつ
 - (3) 感じたことや考えたことを表現する
 - ③ 豊かな心
 - (1) 自己肯定感ややり抜く力を高める
 - (2) 友だちと協同して取り組む
 - (3) 命を大切にす
 - (4) 善悪を判断し、約束を守る
 - (2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応について
- 3 円滑な接続のために配慮したいこと
 - (1) 家庭や地域との連携・協力について
 - (2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応について

- ② 実践研究幼稚園を4園指定し、学識経験者と連携しながら、子どもたちの自己肯定感ややり抜く力などを高める効果的な指導法等について研究し、成果を普及します。
- ③ 引き続き、就学前の生活習慣の確立のためのチェックシートの活用を促進します。

8 高校教育の推進

1 現状

本県の高等学校では、知識・技能、思考力・判断力・表現力及び主体的に学習に取り組む態度等を育成するとともに、生徒が社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けられるようキャリア教育に取り組んできました。

一方、グローバル化の進展、技術革新、国内における生産年齢人口の急減などに伴い、予見の困難な時代の中で新たな価値を創造していく力を育てることが必要とされています。

文部科学省では、高大接続改革として、高等学校教育、大学教育及び大学入学者選抜の一体的な改革が進められています。高等学校教育改革においては、教育課程の改善を図るため、平成30年3月30日に高等学校学習指導要領が改正されました。新高等学校学習指導要領は、平成34年4月に入学する生徒から適用されます。

2 新高等学校学習指導要領の主なポイントと対応

「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を明確にし、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指しています。

(1) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化に努めることが求められています。

<本年度の取組>

- ① 各学校が取り組んでいる「学校マネジメントシステム」を活用し、カリキュラム・マネジメントの推進体制を整備するとともに、国事業を活用してカリキュラム・マネジメントの研究を進めている学校（津高等学校、桑名北高等学校）の実践を県内へ普及します。
- ② 県事業「学びの変革（第2期）研究推進事業」を立ち上げ、高等学校の基礎学力の確実な定着に向けて拠点校及び協力校を定め、関連する国事業を活用しながら、以下の取組を進めます。
 - ・ 「基礎学力」の定着・向上に向けた学習改善のための研究を推進
 - ・ 「授業連携型基礎学力テスト（仮称）」等を作成し、県内へ普及

<関連する事業>

- ・ 県事業 高等学校学力向上推進事業（学びの変革（第2期）研究推進事業）
〔拠点校 菰野高等学校、桑名北高等学校、協力校は調整中〕
- ・ 国事業 高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための調査研究事業

[菟野高等学校]

- ・ 国事業 学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（申請中） [桑名北高等学校]

（２）主体的・対話的で深い学びの実現

高等学校教育においては、大学入学者選抜に向けた対策が動機付けとなり、小・中学校に比べ知識伝達型の授業にとどまりがちであることや、卒業後の学習や社会生活に必要な力の育成につながっていないことが指摘されていることから、各学校において主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められています。

<本年度の取組>

- ① 県事業「学びの変革（第２期）研究推進事業」により、「思考力・判断力・表現力等」の育成に向けて拠点校及び協力校を定め、関連する国事業を活用しながら、以下の取組を進めます。
 - ・ 「思考力・判断力・表現力等」を育成するための学習・指導方法を開発
 - ・ 研究成果発表会を開催し、研究成果を県内へ普及

<関連する事業>

- ・ 県事業 高等学校学力向上推進事業（学びの変革（第２期）研究推進事業）
[拠点校 川越高等学校、紀南高等学校、協力校は調整中]
- ・ 国事業 教科等の本質的な学びを踏まえた主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習・指導方法の改善の推進事業 [川越高等学校、紀南高等学校]

（３）理数教育の充実

日常生活や社会との関連を重視するとともに、見通しを持った観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動を充実することが求められています。新たな探究的科目として新設される「理数探究基礎」や「理数探究」、初等中等教育の総仕上げとなる「総合的な探究の時間」などへの対応も含め、探究的な活動を一層推進していく必要があります。

<本年度の取組>

- ① スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校や理数科設置校等を中心に「Mieサイエンスコンソーシアム」を組織し、探究的な活動の指導方法や評価方法を研究し、その研究成果を県内へ普及します。
- ② 各学校が取り組んできた探究的な活動の成果を発表する場として「みえ自然科学フォーラム2018」を開催します。
- ③ 物理・化学・数学などの国際科学技術コンテストにチャレンジする生徒を支援するため、各分野の専門家を講師とする国際科学技術コンテスト強化講座を開催します。

<関連する事業>

- ・ 県事業 世界へはばたく高校生育成支援事業 [桑名高等学校、桑名西高等

学校、神戸高等学校、津西高等学校、上野高等学校他]

- ・ 国事業 スーパーサイエンスハイスクール〔四日市高等学校、津高等学校、松阪高等学校、伊勢高等学校〕

(4) 外国語教育の充実

複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やりとり・発表〕」「書くこと」の力を総合的に育成することが求められています。外国語能力の向上を図る目標を設定し、目的や場面、状況などに応じて外国語でコミュニケーションを図る力を着実に育成していくことが必要です。

＜本年度の取組＞

- ① 生徒の英語使用環境をさらに創出するため、以下の取組を進めます。
 - ・ さまざまな分野の学習成果を英語でまとめたり、英語で発表したりする活動を推進
 - ・ 生徒の習熟度に応じた「レベル別英語力UPセミナー（仮称）」を実施
 - ・ 英語によるディスカッションや講演会、フィールドワークを行う「みえ未来人育成塾」を開催
- ② 英語教員等の指導方法や評価方法の改善を促進するため、学校へ担当指導主事を派遣し、指導と助言を進めるとともに、以下の取組を進めます。
 - ・ 公開授業研究会を年間5回開催
 - ・ 国事業・県事業の実践報告会や教員研修会を開催
 - ・ ALTを対象とした研修会を開催

＜関連する事業＞

- ・ 県事業 世界へはばたく高校生育成支援事業〔四日市中央工業高等学校、神戸高等学校、津高等学校、津西高等学校、宇治山田商業高等学校他〕
- ・ 国事業 スーパーグローバルハイスクール〔四日市高等学校〕
- ・ 国事業 教育課程研究指定校事業（英語）〔川越高等学校〕

(5) 職業教育の充実

地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容が改善されました。就業体験等を通じた望ましい勤労観、職業観の育成、職業人に求められる倫理観に関する指導を充実することが求められています。

＜本年度の取組＞

- ① 社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を備え、地域への関心と愛着を持って将来地域社会で活躍する意欲ある生徒を育成するため、就業体験等の機会を積極的に設けるなど、キャリア教育を推進します。
- ② 生徒が地域の魅力を発見し、地域の活性化につながる企画を提案、実践することで、地域で活躍したいという生徒の意欲を醸成する実践・研究を行います。

- ③ これからの三重県の食の担い手育成のため、食関連産業や地域の特産品、食材等への生徒の興味・関心を高め、企業と連携した商品開発や農産物の品種改良等の取組に係る実践・研究を行います。
- ④ 農業学科の生徒が、将来、消費者に信頼される農業経営者及び地域のリーダーになる力を身に付けられるよう、国際レベルの農業生産工程管理手法であるGAP (Good Agricultural Practice) に基づく教育を推進します。
- ⑤ 四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科の生徒が、高度な専門性を身に付けるとともに、産業のグローバル化を感じ、国際的視野を広げられるよう、海外インターンシップを実施します。

<関連する事業>

- ・ 県事業 みえの担い手育成推進事業〔桑名北高等学校、桑名工業高等学校、四日市商業高等学校、名張高等学校他〕
- ・ 県事業 未来を拓く職業人育成事業〔鳥羽高等学校、四日市南高等学校、松阪商業高等学校、飯野高等学校他〕
- ・ 県事業 「挑戦・交流・進化」で紡ぐ職業教育推進事業〔四日市工業高等学校、四日市農芸高等学校、久居農林高等学校、相可高等学校、明野高等学校、伊賀白鳳高等学校他〕
- ・ 国事業 スーパープロフェッショナルハイスクール〔相可高等学校〕
- ・ 国事業 教育課程研究指定校事業（福祉）〔伊賀白鳳高等学校〕（情報）〔亀山高等学校〕

(6) 主権者教育、消費者教育の充実

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、民法の成年年齢引き下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、主権者教育や消費者教育の推進が求められています。

<本年度の取組>

- ① 主権者教育については、生徒が社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を身に付けられるよう、系統的、計画的な取組を推進します。
- ② 消費者教育については、家庭科や公民科の授業等において、消費者庁作成の教材「社会への扉」の積極的な活用や各団体等と連携した授業の実施など、各学校の取組を推進します。

3 「高校生のための学びの基礎診断」と「大学入学共通テスト」

(1) 「高校生のための学びの基礎診断」

基礎学力の確実な習得とそれによる学習意欲の喚起を図るため、平成31年度から、高等学校において、文部科学省で認定された民間の試験等を活用した「高校生のための学びの基礎診断」を実施することが予定されています。

<本年度の取組>

「高校生のための学びの基礎診断」により生徒の基礎学力の定着が図られるよ

う、各学校における生徒の基礎学力の実態把握と学習改善に向けた取組を支援します。

(2) 「大学入学共通テスト」

大学入試センター試験に代わる新たなテストとして、平成 32 年度から「大学入学共通テスト」が実施され、高等学校教育を通じて育まれる学力のうち知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、思考力・判断力・表現力等を中心に評価する内容に改善されることが予定されています。

<本年度の取組>

平成 30 年 11 月に実施される試行調査（プレテスト）を活用し、その問題分析等に取り組むとともに、思考力・判断力・表現力等を育成するための学習・指導方法についての実践研究を行い、成果を県内に普及します。また、大学入学者選抜改革における英語の外部検定試験の活用に係る各学校への情報提供につとめます。

9 学力の向上等

I 学力の向上

子どもたちの学力が向上することは、自己肯定感やチャレンジする力を高め、将来の夢を実現するための可能性や選択肢の拡大につながります。子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感しながら学び、自らの希望と未来を支える学力を身に付けられるよう、平成28年度から「主体的・協働的に学び行動する意欲」の育成、「学びと育ちの環境づくり」、「読書をとおした学び」の推進の3つを柱とする「みえの学力向上県民運動セカンドステージ」の取組を進めています。今後も学校・家庭・地域が一体となって、県民総参加で子どもたちの学力の向上に取り組みます。

1 現状と課題

(1) 平成29年度全国学力・学習状況調査結果の教科に関する結果

- 平成29年度の全国学力・学習状況調査（以下「全国学調」という。）は小中学校合わせた8教科中7教科が全国の平均正答率を下回る結果となり、国語では、「引用したり要約したりして書くこと」「根拠に基づいて自分の考えを書くこと」、算数・数学では、「割合」「図形」において経年的に課題が見られます。一方で、中学校3年生は、小学校6年生時（H26）で調査を受けた時と比べて全教科で全国との差が大きく改善しました。

(2) 学校の組織的な授業改善の取組 ※単位：% ()の数值：全国との差

- 「めあての提示・振り返る活動」や「校長の授業の見回り」の実施は、小学校で90%以上、中学校で80%以上の学校で実施されていますが、「めあての提示・振り返る活動」では、学校と子どもたちの受け止め方に乖離があります。また、子どもたちが「何を学ぶのか」「何が身に付いたのか」が十分理解できていない状況があります。「校長の授業の見回り」では、教員の授業改善に生かされていないなどの状況も見られます。

*目標（めあて・ねらい）の提示（肯定的な回答）

小学校	H26	H27	H28	H29
児童質問紙	75.7(-6.3)	83.0(-3.3)	88.8(1.2)	89.4(1.2)
学校質問紙	91.3(-5.6)	97.8(-0.3)	98.7(-0.1)	98.8(-0.2)
乖離	-15.6<-14.9>	-14.8<-11.8>	-9.9<-11.2>	-9.4<-10.8>

中学校	H26	H27	H28	H29
生徒質問紙	62.1(-9.4)	75.5(-4.2)	85.5(0.6)	90.2(2.4)
学校質問紙	88.3(-5.7)	87.6(-8.1)	100.0(2.2)	98.8(0.5)
乖離	-26.2<-22.5>	-12.1<-16.0>	-14.5<-12.9>	-8.6<-10.5>

※「乖離」の数值：児童生徒質問紙－学校質問紙 < >の数值：全国の乖離

*振り返る活動の設定（肯定的な回答）

小学校	H26	H27	H28	H29
児童質問紙	67.1(-4.8)	71.4(-3.9)	76.9(0.8)	78.8(2.6)
学校質問紙	76.3(-15.3)	89.9(-4.0)	93.0(-1.9)	95.3(-0.1)
乖離	-9.2<-19.7>	-18.5<-18.6>	-16.1<-18.8>	-16.5<-19.2>

中学校	H26	H27	H28	H29
生徒質問紙	51.4(-1.9)	58.3(-1.0)	68.8(5.7)	72.1(6.0)
学校質問紙	84.5(-4.7)	87.5(-3.4)	96.2(3.2)	96.8(2.5)
乖離	-33.1<-35.9>	-29.2<-31.6>	-27.4<-29.9>	-24.7<-28.2>

※「乖離」の数値：児童生徒質問紙－学校質問紙 < >の数値：全国の乖離

*授業の見回り（週に2回以上）

	H26	H27	H28	H29
学校質問紙(小)	84.5(-7.1)	95.4(2.3)	98.2(4.0)	96.6(2.1)
学校質問紙(中)	69.2(-10.1)	81.4(0.0)	88.1(5.5)	88.5(5.0)

(3) 子どもたちの家庭における生活習慣・読書習慣・学習習慣

- ・テレビ等の視聴時間（3時間以上）やスマホ等の使用時間（3時間以上）の割合は、依然として全国平均を上回り、自主的な読書時間（10分以上）の割合は、下回っています。

*平日のスマホの通話やメール、インターネットの使用（3時間以上）

	H26	H27	H28	H29
小学校	5.6(0.6)	6.3(0.6)	5.9(0.1)	7.9(0.9)
中学校	24.5(4.7)	21.5(3.3)	18.6(2.0)	20.6(2.5)

*平日の授業以外の読書時間（10分以上）

	H26	H27	H28	H29
小学校	62.5(-2.2)	61.1(-3.1)	62.4(-1.1)	61.8(-1.5)
中学校	50.7(-2.3)	48.6(-3.6)	46.4(-3.3)	47.7(-3.7)

- ・家庭学習の時間が1時間以上と回答した子どもの割合は、平日、休日どちらも全国平均を大きく下回っています。

*平日の家庭での学習時間（1時間以上）

	H26	H27	H28	H29
小学校	59.4(-2.6)	58.4(-4.3)	60.4(-2.1)	61.6(-2.8)
中学校	64.4(-3.5)	66.5(-2.5)	65.2(-2.7)	66.5(-3.1)

(4) 子どもたちの自尊感情・自己肯定感の状況

- ・「自分にはよいところがある」「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦する」と肯定的に回答している子どもたちの割合は増えています。

*自分には、よいところがある（肯定的な回答）

	H26	H27	H28	H29
児童質問紙(小)	75.7(-0.4)	75.1(-1.3)	75.5(-0.8)	77.4(-0.5)
生徒質問紙(中)	69.1(2.0)	69.4(1.3)	71.3(2.0)	73.2(2.5)

*先生はよいところを認めてくれる（肯定的な回答）

	H26	H27	H28	H29
児童質問紙(小)	80.1(0.4)	—	83.8(1.2)	87.2(1.2)
生徒質問紙(中)	74.0(-0.1)	—	79.6(1.6)	82.2(1.8)

*難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦する（肯定的な回答）

	H26	H27	H28	H29
児童質問紙(小)	75.4(0.3)	76.6(0.2)	77.6(1.5)	78.1(0.7)
生徒質問紙(中)	69.5(1.5)	69.7(0.9)	70.8(1.2)	73.2(2.2)

2 平成30年度を取組

(1) 市町との連携による小学校への継続した重点支援

- ・平成29年度下半期に訪問した小学校（113校）での授業改善の取組が定着するよう、引き続き学校訪問を実施し校長及び市町と学校の課題、取組スケジュールを共有するとともに、取組の成果や改善状況を把握し、必要な支援を行います。

(2) 授業改善に向けた取組

① 教員の授業力向上につながる「校長の授業の見回り」

- ・各学校での「校長の授業の見回り」が教員の授業改善、授業力の向上につながるよう、校長会と連携しながら、1時間を通じた授業観察、参観後の授業者へのアドバイスの実施について、新任校長研修、県小中校長会等で周知を図り確実な実施につなげます。

② 実効性のある「めあての提示・振り返る活動」の確実な実施

- ・教員一人ひとりの授業力の向上に向け、「めあての提示・振り返る活動」が実効性のあるものとなるよう、指導資料を作成し、教職員研修、学校訪問、小中校長会を通じて説明します。

③ 経年的な課題の改善

- ・各学年の学習内容の積み上げが必要な小学校算数の「割合」「図形」について、全ての教員が小学校6年間の学習内容のつながりを理解し指導が行えるよう、指導資料「わかる・できる育成カリキュラム」を作成し全小学校教員及び中学校に配付します。

*「わかる・できる育成カリキュラム」

小学校1年生から各学年の学習内容を子どもたちが確実に習得するための指導のポイント及び各学年ごとの学習内容をふまえたワークシートで構成

- ・経験の浅い若手教員が増加していることから、各学年の学習内容のつながりを意識した授業が展開できるよう、初任者研修で、「わかる・できる育成カリキュラム」に基づいた授業の展開について講義を行い、初任者の指導力の向上に取り組みます。

④ 教員研修への体系的な位置付け

- ・初任者研修や教職経験者研修、授業実践研修において、「活用力を育むための問題づくりの手法や発問」、「思考力、判断力、表現力等の育成を目指した授業改善」、「めあての提示と振り返る活動のつなげ方」に関する研修を実施します。

- ・第1回新任校長研修において、全国学調を活用し、授業改善サイクルによる組織的・継続的な授業改善の進め方や授業の見回りにおける視点、授業者に対する校長としての指導助言の在り方についての研修を実施しました。

(3) より活用しやすくするためのみえスタディ・チェック、ワークシートの改善

① みえスタディ・チェックの改善

- ・第2回みえスタディ・チェックは、1年間の学習内容の理解や定着の状況把握、経年での比較検証ができるよう、問題の内容を同趣旨にしたり難易度を同程度にしたりするなど工夫して作成します。

② ワークシートの改善

- ・授業や補充学習で活用しやすくするため、また、児童生徒が主体的に家庭学習に取り組めるよう、既存のワークシート（総数：2,035本）に順次ヒントを掲載し学校に提供します。
- ・全国学調やみえスタディ・チェックの新たな課題に対応するワークシートを作成します。
- ・各学校においてワークシートが計画的、効果的に活用されるよう、ワークシートの効果的な活用方法について指導資料（H29作成）を用いて、学校訪問、教員研修等の機会を通じて周知します。

③ 学-Viva セットの改善

- ・学-Viva セットは、全国学調やみえスタディ・チェックの分析結果から明らかになった課題や経年的な課題に対応するワークシートを選定し、年3回（6月、11月、2月）小中学校に配付します。

(4) 数学的思考力の育成

- ・民間企業と連携し、数学的思考力を育成するWEB教材の研究・開発を行うとともに、小学校においてモデル校を指定し、実践研究を行い、WEB教材の効果的な活用についての研修会や、数学的思考力の育成に係るノウハウを持つ人材を講師とした講演会を実施します。

(5) 家庭・地域との連携

① コミュニティ・スクール及び学校支援地域本部（地域未来塾）

- ・地域で学校の取組や子どもたちの学習への支援を行う、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部（地域未来塾）の取組がさらに進むよう、各市町の取組状況や効果的な事例の提供、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣等、これらの取組の拡大や導入を支援します。

② 全国学調結果の公表による家庭との連携

- ・学校の取組状況や改善状況を共有すること等、各市町、各学校の状況に応じた適切な方法で、家庭・地域に調査結果を公表・説明が行われるよう、公表モデル様式を配付します。

(6) 子どもの生活習慣・読書習慣の確立

① 生活習慣の確立

ア みえの親スマイルワークの普及

- ・子どもを持つ保護者が、話し合いやワークを通じて子育てや家庭教育を学ぶ「みえの親スマイルワーク」について、チラシを研修会や交流会を通じて配布するなど、実施を呼び掛けます。
- ・県 PTA 連合会等と連携して開催する「みえの親スマイルワーク」のファシリテーター養成講座等でのスマイルワークの説明、参加者による演習を実施します。
- ・子どもの学びや活動を応援する人の交流会で「みえの親スマイルワーク」集の資料を使用して、子どもの生活習慣について話し合う機会を持ちます。

イ 生活習慣・読書習慣チェックシートの実施

- ・県 PTA 連合会と連携し、生活習慣・読書習慣チェックシートの集中取組（年2回：春と秋の読書週間にあわせて）を実施します。
- ・幼児教育推進事業における実践研究幼稚園において、実践研究を進める中で、生活習慣チェックシートの活用状況等についての課題や改善策を把握し、チェックシートの改善につなげます。

ウ スマホ等の適切な使用促進に向けた取組

- ・保護者を対象としたネット啓発講座において、引き続き、家庭でのルールづくりの必要性や保護者の役割について周知・啓発します。
- ・児童会や生徒会が中心となってルールづくり等を行う活動を通して、自ら行動する意識を高められるよう、生徒指導担当者を対象とした研修会で好事例を紹介するなど、各学校における児童生徒の主体的な活動を促進します。

② 読書習慣の確立

- ・子どもたちの読解力を向上させるためには、読書経験を積み重ね、読書習慣を形成していくことが必要であり、小学生には、読書ビンゴカードの活用等の親しみやすい手法を取り入れながら、友人同士や家族とのコミュニケーションを通じて読書の幅を広げるための取組を、中学生には、同世代の子どもたちが互いに読書の楽しさを伝え、読書経験を共有するビブリオバトルなどの取組を行い、小中学生の読書習慣の形成に取り組んでいきます。
- ・家庭での読書活動への関心を高めるための取組を行うとともに、子どもたちの読書活動の状況を把握しながら、図書に関わる専門家の方などから意見を聞いて、子どもたちの読書習慣の定着を図る方策を検討します。

Ⅱ 少人数教育

1 少人数教育の意義と形態

(1) 少人数教育の意義

- ・教育を取り巻く課題が多岐にわたり、様々な配慮や支援が必要な児童生徒が増加しています。こうした中、確かな学力や豊かな心を確実に育むには、児童生徒の興味・関心や個性を大切にして、一人ひとりの特性や課題を十分理解した指導が不可欠であり、学校や児童生徒の状況に応じた指導体制や指導方法を工夫したきめ細かな指導が、一層重要性を増しています。
- ・新学習指導要領においても、「児童生徒が、基礎的・基本的な知識と技能の習得を含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、個別学習やグループ指導、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習などの学習活動を取り入れ、個に応じた指導の充実を図ること」とされています。

(2) 少人数教育の形態

① 少人数学級編制

- ・学級の人数を法の規定（小1は35人、小2～中3は40人）より少ない人数で編制

（例）中学校1年生の人数が80人の場合

- ・法の規定では、「40人・40人」の2学級で、教員は法定数2人を配置
- ・本県は、独自に35人学級（下限25人）としており、「27人・27人・26人」の3学級となり、教員は法定数2人と加配定数1人を配置（中学校は教科担当の非常勤0.5人分も配置）

② 少人数指導

- ・学級の人数は変えずに、理解や習熟の個人差が生じやすい教科（算数・数学、国語など）を教員2人で指導したり、グループを分けたりして、個に応じてきめ細かく指導
 - ア ティーム・ティーチング（以下「TT」という。）
 - ・法定数の担任1人に加え、加配定数又は非常勤を配置し、複数で授業を実施
 - イ 習熟度別指導
 - ・児童生徒の理解・習熟の程度に応じ学習グループを分け、法定数の担任と加配定数（又は非常勤）の教員それぞれが授業を実施

2 本県における少人数教育の推進

(1) 基本的な考え方

- ・少人数学級と特定の教科における少人数指導の両面で取組を推進
- ・生活や学習環境が大きく変わる学校種間の円滑な接続に留意
- ・市町教育委員会、学校の実状に即した柔軟な対応に配慮

(2) 平成 29 年度の取組と課題

① 少人数学級の取組

- ・小学校 1、2 年生での 30 人学級（下限 25 人）、中学校 1 年生での 35 人学級（下限 25 人）を継続することで、平成 29 年 5 月 1 日現在、小学校 1 年生では 92.1%、2 年生では 89.1%の学級が 30 人以下となり、中学校 1 年生では 94.0%の学級が 35 人以下となりました。また、国の加配定数を活用し、引き続き小学校 2 年生の 36 人以上学級を解消しました。基本的な生活習慣や確かな学力の定着・向上を図るため、引き続き、子どもたちの実態や各学校の課題に応じた教員定数の配置に努める必要があります。

② 少人数指導の取組

- ・対象学年・教科や指導形態（T T、習熟度別）を設定した実践推進校 105 校を指定し、効果的な少人数指導の検証のための実践研究を行いました。
- ・全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックを活用して、効果と課題の検証を行ったところ、算数・数学においては、習熟度別指導で高い効果が見られました。算数の T T は、習熟度別指導よりも効果が高かった検証項目もありますが、教員 2 人の役割分担が明確でなかったり、授業のねらいや児童生徒の状況把握が不十分であったりする学校もあり、習熟度別指導より効果が低い結果となりました。
- ・これらの検証結果を踏まえ、効果と課題、留意事項、実践事例を示した「効果的な少人数指導ガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）を作成しました。
- ・今後、ガイドブックをもとに、各学校や児童生徒の実情に応じた効果的な少人数指導を推進する必要があります。

《ガイドブックの概要》

○少人数指導の意義とこれまでの取組

○効果的で適切な少人数指導を進めるために

- ・指導形態の特性、学習内容、発達段階を踏まえた指導方法の選択
- ・少人数指導を効果的に実施する学習グループの編成
- ・指導者間の連携と校内体制の確立
- ・年間指導計画や単元指導計画での位置付け
- ・児童生徒や保護者への説明

○効果的な少人数指導の実践事例 など

(3) 平成 30 年度の取組

新学習指導要領で求められる学びや本県の今日的な教育課題に適切に対応し、児童生徒一人ひとりが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感できるよう、市町教育委員会と連携しながら、少人数学級と少人数指導の両面で取り組みます。

① 少人数学級の取組

- ・小学校 1、2 年生での 30 人学級（下限 25 人）、中学校 1 年生での 35 人学級（下限 25 人）を継続します。また、国の加配定数を活用

し、引き続き小学校2年生の36人以上学級を解消します。

- 子どもたちの実態や各学校の課題に応じた教員定数を配置し、基本的な生活習慣や確かな学力の定着・向上を図るため、小学校2年生以降の学級編制標準の引き下げを引き続き国に要望するとともに、少人数学級の効果的な活用方策について検証します。

② 少人数指導の取組

- 平成29年度に作成したガイドブックを各小中学校に周知し、少人数指導が各学校や児童生徒の実状に応じて、一層効果的で適切に推進されるよう取り組みます。
- 実践推進校(107校)においては、学年、教科、指導形態を設定し、学力向上アドバイザーや教育支援事務所が指導助言を行いながら、教員の経験や指導力、教科・単元の特性を踏まえた指導形態、役割分担等についての実践研究をさらに進め、その成果をガイドブックに反映していきます。

※学年、教科、指導形態

小学校5年生：算数(習熟度別指導) 国語(TT) 理科(TT)

中学校2年生：数学(習熟度別指導)

- 小学校算数と中学校数学の少人数指導に取り組む学年については、「ガイドブック」を踏まえつつ、その70%で主として習熟度別指導が実施されるよう取組を進めます。

【参考資料】少人数教育推進事業の歩み

	H15	H16	H17	H18	H19~H22	H23	H24~H30
小学校	1年生 30人学級 (下限25人)	1・2年生 30人学級 (下限25人)	→			国:1年生35人学級 +1・2年生30人学級 (下限25人)	国:1年生35人学級 +1・2年生30人学級 (下限25人) +2年生36人以上学級 解消
中学校	-	-	1年生 35人学級 (下限25人)	1年生 35人学級 (下限25人) 弾力的実施	→		
小学校 中学校	少人数授業等 を実施するための 教員配置	→					→

10 特別支援教育の推進

1 現状

(1) 児童生徒のニーズに応じた支援

① 支援体制の整備

発達障がい等特別な支援を必要とする児童生徒が増加するとともに、一人ひとりの障がいの状況は、重度・重複化、多様化しています。このため、障がいの特性や教育的ニーズに応じた学びができるよう、「通級指導教室」「特別支援学級」「特別支援学校」の設置を進めてきました。

また、インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちへの適切な指導と必要な支援を行うため、小中学校、高等学校においても個別の指導計画等の作成を進めてきました。

特に高等学校では、授業のユニバーサルデザイン化や発達障がい支援員の派遣など、発達障がいのある生徒への指導や支援に取り組んできました。

さらに、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、同じ場で共に学ぶことができる場面の一つとして、特別支援学校と小中学校、高等学校等との間で、交流及び共同学習を進めてきました。

今後は、小中学校、高等学校、特別支援学校の間で支援に必要な情報を確実に引き継ぎ、就学前から卒業まで一貫した支援を行う体制の充実を図るとともに、個々の教育的ニーズをふまえたよりきめ細やかな指導・支援を進めていく必要があります。

【平成 29 年 5 月 1 日現在】()内は前年同時期からの増減

	小学校	中学校	合計
特別支援学級 *1	768 学級 (+29 学級)	289 学級 (-1 学級)	1,057 学級 (+28 学級)
	3,209 人 (+206 人)	1,152 人 (+23 人)	4,361 人 (+229 人)
通級指導教室 *2	61 教室 (+6 教室)	6 教室 (±0 教室)	67 教室 (+6 教室)
	811 人 (+80 人)	61 人 (+6 人)	872 人 (+86 人)

*1 特別支援学級：小中学校において、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級

*2 通級指導教室：小中学校の通常の学級で各教科など大部分の教育を受けている児童生徒が、障がいに応じて一部特別の指導を受けるために専任の教員を配置している教室

【平成 29 年 5 月 1 日現在】()内は前年同時期からの増減

県立特別支援学校在籍児童生徒数	1,667 人 (+72 人)
-----------------	-----------------

平成 30 年 4 月に松阪あゆみ特別支援学校が開校、学校数は 18 校 (分校 4 校を含む)

② 教員の専門性の向上

発達障がいのある子どもたちへの指導・支援に係る専門性を向上し、指導者を養成するため、通級指導担当教員等を対象とした研修講座 (10 講座) を実施しました。

また、特別支援学校のセンター的機能を活用して、小中学校の特別支援学級の教員等に指導・助言を行いました。

引き続き、小中学校の通級指導担当教員や特別支援学級の教員を対象とした研修を進め、教員の専門性の向上を図る必要があります。

平成 29 年度 通級指導担当教員研修受講者	58 人
------------------------	------

(2) 特別支援学校の生徒の就労支援

企業経験豊かな外部人材（キャリア教育マネージャー1名、キャリア教育サポーター3名）を活用した職場開拓や、企業や関係機関と連携した技能検定（清掃2回 看護・介助業務補助1回）等により、一般企業への就職を希望する生徒の就職につなげました。

引き続き、生徒の進路希望を実現するため、自立と社会参画に向けた計画的・組織的なキャリア教育を推進するとともに、外部人材を活用した職場開拓を進める必要があります。

【平成 30 年 3 月末現在】

特別支援学校高等部の一般企業就職希望者（67 人）の就職率	100%
-------------------------------	------

平成 29 年度特別支援学校高等部卒業生進路状況

【平成 30 年 3 月末現在】

	一般企業	福祉関係*3	進学	その他*4	合計
内定者数	67 人	167 人	5 人	8 人	248 人

*3 就労継続支援 A 型事業所（障がい者と雇用契約を結び、就労機会の提供や、就労に必要な訓練を行う障がい福祉サービス事業所）17 人を含む。

*4 教育訓練機関、医療機関、家庭

(3) 特別支援学校の整備

三重県特別支援教育推進基本計画に基づき、平成 29 年度には、かがやき特別支援学校と特別支援学校東紀州くろしお学園を整備し、平成 30 年度は松阪あゆみ特別支援学校を開校しました。

なお、松阪あゆみ特別支援学校については、6 月 2 日（土）に、児童生徒が日頃の学習成果を活かして、会場飾りや記念品の制作、来客の接待などを行う開校式を実施します。

これらの特別支援学校では、新たな学習環境において地域の学校や関係機関等と連携することで教育内容の充実を図るとともに、センター的機能を発揮することで小中学校等への支援を進める必要があります。

2 今後の取組

(1) 早期からの一貫した支援の推進

① 支援体制の充実

- ・特別な支援を必要とする児童生徒への一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの活用を一層促進するとともに、市町教育委員会と連携して中学校への理解啓発を図ることで、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎを促進します。
- ・高等学校に発達障がい支援員（3名）を配置し、巡回相談を効果的に進

- め、生徒や教員への指導助言や個別の指導計画の作成支援等を行います。
- ・高等学校において発達障がいのある生徒に対するより専門的な指導・支援を行うため、伊勢まなび高等学校で平成31年度から通級指導が実施できるよう準備を進めます。
 - ・かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターとの連携のもと、他の特別支援学校や各市町の福祉機関とのネットワーク化を図り、広域的に発達障がい支援を行います。
 - ・特別支援学校と近隣の小中学校等との交流および共同学習では、ボッチャ等の障がい者スポーツを通じた交流を実施します。

② 教員の専門性の向上

- ・小中学校の通級指導担当教員等を対象に発達障がい、特に学習障がい（LD）の児童生徒への指導・支援に係る研修を実施します。
- ・特別支援学校のセンター的機能として、小中学校の特別支援学級の教員等を対象に、障がい種別の指導・支援の方法や教材・教具の活用等に関する研修を実施します。
- ・かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと共同した発達障がいに係る研修会を開催します。

（2）特別支援学校の生徒の就労支援

- ・児童生徒の発達段階に応じて、育みたい能力や態度に考慮した特別支援学校版キャリア教育プログラムの作成と活用を進め、指導方法の工夫や教育内容の充実を図ります。
- ・生徒の適性と職種のマッチングを図る職業適性アセスメントの積極的な活用とともに、企業や関係機関等と連携し、清掃や看護・介助業務補助に係る技能検定を継続して実施します。
- ・外部人材として、キャリア教育サポーター（事務局1名、特別支援学校4名）を配置し、生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行います。
- ・「C o t t i 菜」や関係部局、関係機関と引き続き連携し、障がい者の雇用促進を図るとともに、各特別支援学校が企業向け見学会等を開催し、障がい者雇用への理解啓発を図ります。

（3）新設した特別支援学校での取組

- ・かがやき特別支援学校は、医療と連携して児童生徒の状況に応じたきめ細かな指導・支援や円滑な前籍校復帰のための支援を行うとともに、特別支援学校のセンター的機能の中核として県全体の発達障がい支援を行います。
- ・松阪あゆみ特別支援学校は、市街地に立地していることから、その利を活かし、多様な交流の機会の確保、地元企業等と協力した職場実習や体験学習の実施等、自立と社会参加に向けたきめ細かな指導に取り組みます。

1.1 命を大切にせる教育と安心して学べる環境づくりの推進

I 命を大切にせる教育

1 平成 29 年度の取組

平成 28 年度に、県内において児童生徒が加害側となり、尊い命が失われるという事案が連続して発生したことを受け、県教育委員会では、二度と児童生徒の命に関わる痛ましい事件等が起こらないよう、各学校において児童生徒理解に基づいた命を大切にせる教育を一層推進するため、以下の 3 点について取り組んできました。

- ① 命を大切にせる教育について、体験活動や当事者の話を聞く機会を設けるなど、児童生徒の心に響く教育活動を推進する。また、教育活動全体を通じて、話し合いや協力し合う活動など、児童生徒が多様な考え方を理解し、互いを認め合い、自己肯定感を高める取組を進める。
- ② 日常の観察や面談、アンケート調査などを通じて、児童生徒の状況の把握を行うとともに、そのサインをしっかりと受けとめられるよう、スクールカウンセラー（SC）等の専門家による研修を実施するなど、教職員一人ひとりがカウンセリングマインドを身につける。
- ③ 見守りや関わりが必要な児童生徒に対し、早期から組織的に対応するとともに、必要に応じて、SC やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門家を活用し、学校と家庭、関係機関が連携して、継続的に支援する。

【小中学校及び県立学校の主な取組】

- ① 体験活動や児童生徒の心に響く教育活動、自己肯定感を高める取組
 - ・ 妊婦さんのお腹にふれたり、赤ちゃんとのふれあいを通じて命が誕生する神秘さを感じさせ、命の大切さを学ばせた。
 - ・ 三重大学と連携し、同じ事象でも捉え方によって見え方や感じ方が異なることを学び、前向きな考え方で困難を乗り越える力を身につけるための「心の授業」に、計画的に取り組んだ。
- ② 日常の観察や面談、アンケート調査等での工夫
 - ・ 「自分のことは好きか」「友達から認められているか」など、自分自身を見つめ直すアンケートを実施し、結果をもとに教育相談を行っている。
 - ・ 教職員を対象に、コーチングに係る研修会を実施し、教職員が習得したスキルを個人面談（年 6 回実施）にいかして、生徒の小さな変化に気づけるように取り組んでいる。
- ③ 教職員がカウンセリングマインドを身につけるための研修
 - ・ 配置の SC に全学級を観察してもらい、校内研修会で学級集団について気づいたことや支援が必要な生徒への関わり方などについて共有している。
 - ・ こころの医療センターから臨床心理士を招き、思春期の児童生徒の心の病気やメンタルヘルス等について学ぶ研修を行った。

④ 見守りや関わりが必要な児童生徒への組織的対応

- ・ 毎週の生徒指導委員会に、SCや教育相談担当者、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、人権教育担当者も参加し、生徒の情報を共有して早期に対応している。
- ・ 欠席が月5日以上の子供について、担任、学年主任、養護教諭、教育相談担当者、管理職でその都度情報共有し、役割を決めて対応している。必要に応じて、関係機関やSSW等にも支援や助言を求めている。

2 現状と今後の方向性

- ・ 多くの学校では、児童生徒の発達段階に応じた体験活動の実施や、外部講師による講演会で当事者の体験を聞く機会を設けるなどして命を大切にする教育を進め、年間計画を作成し、系統的に取り組みました。今後は各学校において、一層、系統的、組織的に取り組む必要があります。
- ・ 児童生徒が、自ら抱える悩みや課題を教職員や保護者等に相談できない場合もあることから、今後は、児童生徒が相談しやすい環境づくりやサインの出し方を学ぶ教育を推進するとともに、一層、児童生徒を丁寧に見守り、支援していくことが重要です。

3 平成30年度の取組

(1) 児童生徒理解に基づいた命を大切にする教育の推進

- ・ 各学校で児童生徒の命を大切にする教育が全教育活動を通じて系統的、組織的に取り組まれるよう、学校訪問などを通じて参考となる事例を収集し、具体的な取組や成果について情報提供していきます。
- ・ 生徒指導担当者に対して、各学校がSSWを効果的に活用したり関係機関と連携するなどして組織的に対応できるよう、チーム支援に係る研修会を実施します。
- ・ SCが、命を大切にする教育に係る授業や教職員へのカウンセリングマインドを身につける校内研修を実施できるよう研修会を実施します。

(2) SOSの受け止め方や出し方に関する教育の推進

- ・ 悩みを持った友人の感情を受け止めたり、誰にどうやって助けを求めれば良いかなど、SOSの受け止め方や出し方に関する教育を進めるため、各学校においてゲストティーチャーや校内研修会の講師として外部人材を活用できるよう、専門機関等について情報提供します。
- ・ 長期休業明けや受験前後等には児童生徒が不安定になりやすいことをふまえ、SCスーパーバイザーの助言を得ながら、事前に小さなサインを受け止める方法や見守りのポイントを各学校に提供します。
- ・ 5月からSNSを活用した相談窓口を開設し、中学生や高校生にとってより相談しやすい環境を整えています。

(3) 問題行動等の状況に基づく市町等教育委員会と連携した支援

いじめや暴力行為等の問題行動や不登校、SCへの相談件数等が急増するなど課題が見られる学校に対して、県立学校及び市町等教育委員会と早期に当該校の状況を共有したうえで、SC等の専門家の派遣や組織的な指導体制の構築を行うなど、連携して課題解決に向け取り組んでいきます。

II 安心して学べる環境づくりの推進

現状と今後の主な取組

(1) いじめ

	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H27
小学校	975	621	536	871	1,766	895
中学校	630	529	310	504	673	169
高等学校	126	54	61	125	158	33
特別支援学校	7	5	3	10	9	▲ 1
計	1,738	1,209	910	1,510	2,606	1,096

文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

- 平成28年度におけるいじめの認知件数は2,606件で前年度を1,096件上回っていますが、1,000人あたりの認知件数で見ると全国より低い状況です。また、いじめが年度内に解消した割合（解消率）は、三重県は91.4%（公立）で全国の90.5%（国公立）より高い状況です

(1,000人あたりの認知件数〔公立〕：13.9件、全国〔国公立〕：23.8件)

【いじめの防止の取組】

- 「三重県いじめ防止条例」をふまえ、社会総がかりでいじめの防止に取り組むため、児童生徒に関わる事業者や団体等を中心に条例の趣旨等を周知するとともに、いじめの防止に向け各事業者や団体が主体的に活動していただけるよう、気運の醸成を図ります。特に、4月及び11月はいじめ防止強化月間として、いじめの防止に係るフォーラム等を開催し、いじめの防止の重要性等について、児童生徒や教職員、保護者、県民等への周知・啓発を行います。
- いじめの防止について話し合う意見交流会や弁護士と連携したいじめ防止授業を通して、児童生徒が自ら考え行動できる力を育成するとともに、いじめの問題解決に向け、弁護士の専門性をいかして課題解決の支援を行います。
- 幅広く中学生や高校生のいじめ等の相談に対応するため、新たにSNSを活用した相談窓口を開設し、より相談・通報しやすい環境を充実させるとともに、継続的かつ効果的・効率的な相談体制を構築できるよう調査研究を行います。

(2) 暴力行為

【暴力行為の発生件数（校種別）】

（単位：件）

	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H27
小学校	118	174	268	425	354	▲ 71
中学校	543	598	525	379	431	52
高等学校	120	128	113	97	87	▲ 10
計	781	900	906	901	872	▲ 29

文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

- 平成 28 年度の暴力行為の発生件数は 872 件で前年度から 29 件減少しましたが、1,000 人あたりの発生件数で見ると全国より高い状況です。

（三重県〔公立〕：4.7 件、全国〔国公立〕：4.4 件）

【スクールカウンセラー等の配置】

児童生徒が安心して学べる環境づくりを進めるため、スクールカウンセラーを全中学校区（義務教育学校を含む）に配置します。また、スクールソーシャルワーカーを 1 名増員して 11 名体制とし、学校の要請に応じて派遣するとともに、県立学校 7 校を拠点に近隣の中学校区を巡回し、スクールカウンセラーや生徒指導特別指導員とチームでの支援を行います。

【弁護士による課題解決支援】

学校だけでは解決が困難な事案について、法的な側面から学校を支援するため、県立学校及び市町等教育委員会からの要請に応じて弁護士を学校に派遣します。

(3) 不登校

【不登校児童生徒数（校種別）】

（単位：人）

	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H27
小学校	391	489	456	443	545	102
中学校	1,356	1,336	1,447	1,478	1,486	8
計	1,747	1,825	1,903	1,921	2,031	110
高等学校	780	846	586	584	553	▲ 31

文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

- 小中学校における平成 28 年度の不登校児童生徒数は 2,031 人で前年度から 110 人増加し、1,000 人あたりの人数で見ると全国より高い状況です。

（三重県〔公立小中学校〕：14.1 人、全国〔国公立小中学校〕：13.5 人）

- 高等学校における平成 28 年度の不登校生徒数は 553 人で前年度から 31 人減少し、1,000 人あたりの人数で見ても全国より低い状況です。

（三重県〔公立高等学校〕：14.2 人、全国〔国公立高等学校〕：14.6 人）

【新たな不登校児童生徒を生まない取組】

小中学校の推進校を指定して、小中学校が連携しながら児童生徒が主体となった授業や行事を実施し、仲間づくりや居場所づくりに取り組む魅力ある学校づくりを進めます。また、その成果を市町の指導主事等を対象とした研修会で報告し、県内での取組を普及します。

【社会的自立への支援】

不登校児童生徒の社会的自立に向けて支援活動する団体で構成される「みえ不登校支援ネットワーク」と連携するとともに、市町が所管する教育支援センター（適応指導教室）の指導員を対象とした実践交流会や事例検討会を開催し、資質向上を図ります。

（４）スマートフォン等の適切な使用

【ケータイの所持率】

	H26	H29	H29-H26
小学校	39.9%	50.3%	+10.4
中学校	60.9%	73.2%	+12.3
高等学校	99.1%	99.2%	+0.1

三重県：「スマートフォン等の使用に関する実態調査」

※本調査における「ケータイ」とは、携帯電話やスマートフォンのことをいいます。

- ・ ケータイの所持率は、小学生で約5割、中学生で約7割、高校生ではほぼ10割でした。前回と比較すると、小中学生では増加し、高校生ではほぼ同様となっています。

【インターネット社会を生き抜く力の育成】

- ・ 児童生徒のスマートフォン等の利用に関する知識や理解等の情報モラル教育を推進する「みえネットスキルアップサポート」を引き続き実施するとともに、児童生徒をネットトラブルから守るため、ネット上での不適切な書き込み等の検索、監視等を行います。
- ・ 全国的に発生しているインターネットトラブルの事例やその対応を示した「インターネットトラブル対応事例集」を活用した研修会等を実施し、教職員の指導力の向上を図ります。
- ・ 保護者への「ネット啓発講座」を引き続き実施し、家庭でのルールづくりの必要性や保護者の役割について周知・啓発します。

(5) 児童生徒の安全確保

- ・ 平成 29 年度に不審者として報告のあった件数は、小学校 147 件、中学校 99 件、高等学校 224 件で、全体では 470 件となっており、平成 28 年度と比較するとほぼ横ばいの状況です。事案別に見ると、声をかけられたが 183 件 (38.9%)、露出や盗撮などのわいせつ行為が 270 件 (57.4%) という状況です。
- ・ 平成 29 年度における園児及び児童生徒の交通事故による死傷者数は、平成 28 年度より 125 件減少していますが、547 件発生しており憂慮される状況です。交通事故のうち、自転車運転中の事故が 236 件で全体の 43.1% を占めています。

【児童生徒への学校安全教育の推進】

各学校においては、安全マップの作成や防犯教室の実施に加え、地域のボランティア等の協力を得た登下校時の見守りを行っているところですが、改めて、5月14日に各学校に対して通学路等の安全確保に向けて、児童生徒の見守り体制を再確認するよう通知しました。

今後も市町教育委員会等と連携し、防犯教室及び安全マップづくり、通学路等の安全点検や交通安全教室を実施し、学校安全教育を推進します。また、児童生徒の危険予測・危険回避能力を育成するため、教員を対象とした防犯教室講習会及び交通安全教室講習会を開催し、指導力向上の取組を進めます。

12 三重県いじめ防止条例

三重県いじめ防止条例は平成30年4月1日に施行されました。この条例は、子どもたちの意見をアンケート等で把握し、条例に反映するとともに、様々な立場の方から意見を聞きながら策定しました。今後、いじめの防止等に向けて以下のように取り組みます。

1 条例の主な内容

(1) 目的(第1条)

この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与することを目的とする。

(2) 基本理念(第3条)

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを傍観することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになることを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が最も重要であることを認識し、国、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

(3) 学校及び学校の教職員の責務(第7条)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、児童生徒一人ひとりについての理解を深め、教職員間における情報の共有を図るとともに協力体制を構築し学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処するものとする。

2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、児童生徒の豊かな

情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図るものとする。

3 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者と連携し、児童生徒がいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が主体的かつ自主的に行うものに対する支援を行うものとする。

4 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者に対するいじめの防止等の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(4) 保護者の責務 (第8条)

保護者は、その監護する児童生徒がいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、当該児童生徒に対し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護する児童生徒の話を知るとともに様子を見守り、当該児童生徒がいじめを受けた場合は適切にいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、県、市町、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(5) 県民及び事業者の役割 (第9条)

県民及び事業者は、その居住する又は事業を行う地域において児童生徒を見守り、学校、家庭その他の関係者と連携し、児童生徒が健やかに成長し安心して生活できる環境づくりに努めるものとする。

2 県民及び事業者は、いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、県、市町、学校の設置者、その設置する学校又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に情報を提供するよう努めるものとする。

(6) 児童生徒の役割 (第10条)

児童生徒は、自らを大切にするとともに一人ひとりの違いを理解し、互いを尊重するよう努めるものとする。

2 児童生徒は、いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校の教職員、家族又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に相談するよう努めるものとする。

(7) いじめの早期発見のための措置 (第15条第2項)

2 県は、いじめの防止等に関する機関又は団体と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備するものとする。

(8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

(第17条第1項、第2項)

県は、児童生徒及び保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発を行うものとする。この場合において、インターネットを通じて送信される情報、とりわけソーシャルネットワークワーキングサービス等を利用して送信等される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他

の特性を踏まえるものとする。

- 2 県は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかの監視及びインターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備するものとする。

(9) 啓発活動(第18条第2項)

- 2 いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、毎年4月及び11月をいじめ防止強化月間とする。

2 条例をふまえた主な取組

基本理念を踏まえ、社会総がかりで取組を進めるため、条例の趣旨等の周知・啓発、児童生徒の主体的な活動の支援、児童生徒や保護者等が安心して相談できる体制の整備等について、以下のように取組を進めます。

(1) 啓発と社会総がかりの取組

① 周知・啓発の取組

社会総がかりでいじめの問題を克服するため、4月、11月はいじめ防止強化月間として取組を進めます。

- 4月は児童生徒や保護者に対して、条例を分かりやすく解説したリーフレットを配付するとともに、県広報紙(4月1日号)を活用し県民の皆さんに条例の周知を行いました。
- 5月以降、概要版リーフレットを活用し、関係機関、団体及び子どもに関わる事業や活動を行う事業所等を中心に周知を行います。
- いじめの問題に係るフォーラム(仮称)の開催(11月)
高校生による行動宣言や有識者の講演などを行い、県民総がかりでいじめの防止に向けて取り組む機運の醸成を図ります。

(対象) 教員、保護者、県民や各種事業者等

(内容)

- ・意見交流会に参加した高校生による「行動宣言」等の成果の発表
- ・有識者による講演
- ・いじめの防止に向けた意見表明 など

② 社会総がかりでのいじめの防止の推進

○ 三重県いじめ防止応援サポーター(事業所・団体)の協力依頼

(対象) 県内の事業所・団体(特に子どもに関わる事業や活動を行う事業所・団体を中心に)

- ・社会教育関係団体、学習塾、スポーツ関係団体、子どもの健全育成を活動方針に掲げる団体(NPO、青年会議所、ライオンズクラブ等)、子どもに関わる事業者(コンビニ、書店、文具用品店等)

(今後の進め方)

- ・上記対象事業者等を中心に、条例制定の経緯や趣旨等の周知をするとともに、いじめの防止に係る主体的な活動について意見交換を行う。
- ・「三重県いじめ防止応援サポーター」として県が行ういじめの防止に向けた取組への協力や各事業者・団体としての主体的な活動を依頼する。
- ・子どもたちにかかわる事業者・団体から、様々な事業者等へ順次拡大していく。

(期待する活動例)

- ・会社(大人)いじめ防止宣言を作成したり、いじめ防止等の主体的な活動を行う。
- ・従業員へのいじめの防止等に係る研修会等の開催
- ・いじめを発見(疑いの場合も含む)した場合、学校や関係機関等に情報提供をする。

○強化月間に合わせ、学校や家庭、事業者等を含めた社会全体でいじめ反対のメッセージとなるような運動を広める。

(参考) ピンクシャツデー(カナダで誕生したいじめ反対運動)
リボンメッセージ(オレンジリボン運動など)

(2) 児童生徒が主体的かつ自主的に行動できる力の育成

いじめの問題を克服するため、児童生徒が自ら考え、主体的に行動できる力の育成に取り組みます。

① いじめの防止に向けた意見交流会の開催(8月を中心に開催予定)

○ 中学生意見交流会(県内4か所)

(参加者) 各地域内の学校の代表生徒等

(内容)

- ・グループ討議し、いじめの防止のための行動宣言等を作成

○ 高校生意見交流会(県内1か所)

(参加者) 県内の高等学校の代表生徒

(内容)

- ・各学校でいじめの問題についてテーマに基づき話し合い、考えを持ち寄り、グループ討議し、行動宣言等を作成

② いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な活動の支援

児童会、生徒会等を中心とした児童生徒が主体的、自主的に活動できる取組の推進

(例1) 生徒会が中心となって意見募集を行い、いじめ防止に対する意見を集約し、それらを生徒会役員の思いとともに、全校へ発信

(例2) 文化祭で発表した、いじめをテーマにした演劇を、校区の小学校に出向いて発表し、いじめについて考えてもらう機会の設定

(例3) いじめアンケートを実施後に、各クラスでグループ討議を行い、出た意見を学級通信で紹介

(3) 児童生徒がいじめの防止等の重要性の理解を深めるための教育

○ スクールロイヤーを活用した調査研究事業

※弁護士と連携したいじめ防止のための授業により、いじめの未然防止を図るとともに、学校でのいじめの問題の解決のため弁護士による支援を行うための事業
《平成29年度の取組》

○弁護士によるいじめの防止のための出前授業の実施(14校:小12校、中2校)及び弁護士からの助言を得て「いじめ事例別ワークシート」を作成しました。

(成果と課題)

弁護士による出前授業では、以下のように授業後の児童生徒の意識の変容が見られました。

- ・いじめがどのようなものか、わかった。 わかった 65.7% ⇒ 90.0%
- ・いじめは解決することができる。 そう思う 37.0% ⇒ 56.6%
- ・いじめの防止に自分でできることがある。 そう思う 46.2% ⇒ 66.5%

《平成30年度の取組》

弁護士による出前授業による成果を一過性のものとしなため、各学校において、「いじめ事例別ワークシート」を活用し、弁護士の知見をいかしたいじめの防止のための取組を一層推進します。

- ① 弁護士を講師として、教職員を対象に「いじめ事例別ワークシート」を活用した研修会を開催します。(7～8月)
- ② 弁護士と教員が連携し「いじめ事例別ワークシート」(H30年4月配付済み)を活用した授業(小中高含む20校程度)を実施するとともに、より効果的な授業とするため、「授業案検討委員会(仮称)」で授業を検証し指導案を作成配布します。
- ③ いじめの問題等の生徒指導上の課題の解決に向けて弁護士を学校へ派遣するとともに、学校いじめ防止基本方針の見直しやいじめの防止の取組等の充実を図ります。

(4) 相談体制の整備

① SNS相談窓口の開設(新規)

いじめをはじめとする様々な悩みを抱える子どもたちが、安心して学校生活を送ることができるよう、SNSを活用した相談を実施し、より相談しやすい環境を充実します。

「子どもLINE相談みえ」(SNS相談窓口)

- 開設期間：平成30年5月14日～平成31年3月31日
- 相談時間：平日の午後5時から午後9時まで
- 対象者：県内全ての中学生、高校生
- 使用するアプリ：LINE
- 相談方法：「子どもLINE相談みえ」のQRコードを読み取って登録し、トーク画面で相談します。
- 相談対応：相談員(臨床心理士等)
- 相談内容：いじめをはじめとする様々な悩みの相談・通報
- 相談窓口の整備

・相談受付の開始直後は相談が集中することが予想されます。いじめ等の悩みを早急に相談したい生徒が一人でも多く相談できるよう、相談受付を下記のとおり段階的に開始します。

- 5月14日(月)…窓口開設、中学1年生の相談受付開始
- 28日(月)…高校1年生の相談受付開始
- 6月11日(月)…中学2年生の相談受付開始
- 25日(月)…高校2年生の相談受付開始
- 7月9日(月)…中学3年生の相談受付開始
- 20日(金)…高校3年生の相談受付開始

○調査研究

SNS上での若者独特の表現方法に対する理解や、文字のみで「共感・寄り添い」を伝える応対方法等、SNS相談特有の技能に係るノウハウを蓄積するとともに、継続的かつ効果的・効率的な相談体制を構築できるよう調査研究を実施します。

② その他の相談体制

- ・ 幼児から高校生までの子ども、保護者、教育関係者等を対象に、心の問題の解決に向けた専門的教育相談を実施します。(総合教育センター)
- ・ 児童生徒や保護者等を対象に、いじめの電話相談を毎日24時間実施します。
- ・ 少年相談110番、こどもほっとダイヤル、こども弁護士ダイヤルなど他の相談窓口を定期的に周知します。

③ 各学校における相談体制の整備

- ・ 定期的な調査、面談その他の必要な措置を講じ、児童生徒や保護者等が安心していじめに関する相談を行うことができる体制を整備します。
- ・ いじめに関する通報、相談を受けた場合は、通報、相談を行った関係者の個人情報適切に保護します。

(5) いじめの防止等のための専門家の活用

① スクールカウンセラーの活用

- ・ スクールカウンセラーの全中学校区(義務教育学校含む)への配置による教育相談体制の充実

② スクールソーシャルワーカーの活用

- ・ スクールソーシャルワーカー(11名)が関係機関と連携し、福祉的なアプローチで働きかけながら、いじめの問題の解決や児童生徒の問題行動の背景にある環境の改善

③ 専門的知識を有する者の活用

- ・ 専門的知識を有する者で編成した学校問題解決サポートチームの派遣(弁護士、臨床心理士等)

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

① みえネットスキルアップサポート(年2回)

(対象) 小学校3年生から中学校3年生

(内容) 児童生徒がインターネットに関する設問に答え、指導資料等を用いて指導を行うことで、児童生徒のインターネットに関する理解力や対応能力の定着を図る。

② ネットパトロール(年3回程度)

- ・ インターネット上の問題のある書き込みを外部の専門業者に委託し監視

③ インターネット上のいじめの防止に係る保護者への啓発(通年)

- ・ 保護者等で編成する「ネット啓発チーム」によるネット啓発講座

13 人権教育の推進

1 基本的な考え方と現状

本県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現」を図っています。県教育委員会では、三重県人権教育基本方針に基づき、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる子どもの育成をめざして、「人権感覚あふれる学校づくり」、「人権尊重の地域づくり」、「教職員の育成・支援」の3つの観点で取組を進めています。

(1) 人権感覚あふれる学校づくり

教科等指導、生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりに取り組んでいます。また、子どもたちが、人権問題に対する認識を深め、実践行動力を育むための学習活動の充実に努めています。

人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合	27年度	28年度	29年度
	73.3%	83.0%	90.5%

人権学習指導資料「みんなのひろば」を活用している割合	小学校	77.7%
	中学校	68.4%
人権学習教材「わたし かがやく」を活用している割合	小学校	77.9%
人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」を活用している割合	中学校	68.4%
	県立学校	67.1%

(平成29年度実績)

(2) 人権尊重の地域づくり

学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりに取り組んでいます。また、教育的に不利な環境のもとにある子どもが安心して学べる環境づくりを、子ども支援ネットワーク等を通じて、学校・家庭・地域（自治会・NPO等）が連携し進めています。

子ども支援ネットワーク・グローイングアップ事業の取組の内容（全39中学校区）	学習支援	体験活動	人権学習等
	1件	10件	28件

(平成29年度実績)

(3) 教職員の育成・支援

教職員が、確かな人権感覚と指導力をもって人権教育を進められるよう、研修の実施や情報提供、相談支援等を行っています。

2 課題

- (1) 地域の差別意識や学校での学習の不十分さ等を背景とした人権侵害（差別事象）が発生しています。また、平成28年に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行されたことにより、それらの問題の解決に向け、人権教育の果たすべき役割の重要性が増しています。
- (2) 家庭の経済状況と子どもの学力の関連、世代間の貧困の連鎖等が指摘されており、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情や学習意欲の低下が懸念されます。
- (3) 大幅な教職員の世代交代や人権課題の多様化が進んでいることから、教職員の人権教育に関する確かな認識や指導力がよりいっそう求められます。

3 今後の対応

(1) 人権感覚あふれる学校づくり

人権問題への理解を深める学習活動の充実と安心して学べる環境づくりの推進を図ります。

- (ア) 人権学習指導資料等の活用促進を通して、新たな人権課題を含む個別的人権問題を解決するための教育を推進
- (イ) 人権が尊重される授業づくりについての実践研究を推進
- (ウ) 人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを普及・定着

(2) 人権尊重の地域づくり

人権意識を高め、子どもの成長を支える地域連携の仕組みづくりを進めます。

- (ア) 学校が進める人権教育について、家庭・地域とともに協議や共通理解を行う人権教育推進協議会の活動を充実
- (イ) 学校・家庭・地域が連携し、学習支援や体験活動を通して、子どもの自尊感情や学習意欲の向上をめざす子ども支援ネットワークの活動を充実

(3) 教職員の育成・支援

教職員のニーズや課題に即した育成・支援を行います。

- (ア) 管理職及び人権教育推進委員会等代表者を対象とした研修会を実施
- (イ) 指導主事が、学校で開催する研修会等を支援
- (ウ) 実践につながる情報提供と人権教育相談を実施

(4) 人権教育ガイドラインの活用促進

平成30年3月に作成した「人権教育ガイドライン」に沿った実践が学校で進められるよう研修会等で周知・説明を行い、三重県人権教育基本方針改定（平成29年3月）の際、新たに加えた「災害と人権」、「貧困等に係る人権課題」、「北朝鮮当局による拉致問題等」を含む、個別的人権問題の解決に向けた取組を推進します。

1.4 子どもの体力向上と三重県部活動ガイドライン

I 子どもの体力向上

1 現状

スポーツ庁（文部科学省）は、平成20年度から小学5年生と中学2年生の全員を対象に、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下「全国体力調査」という。）を実施しています。

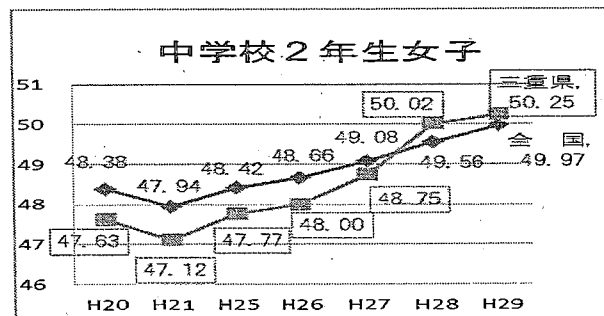
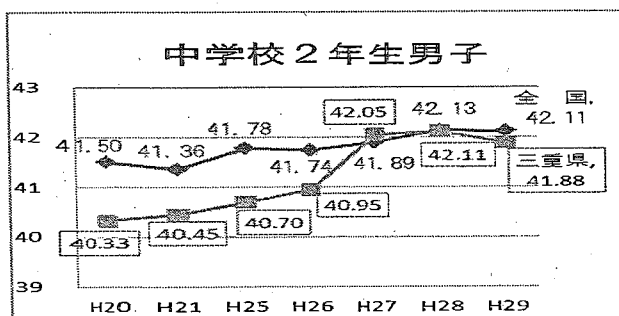
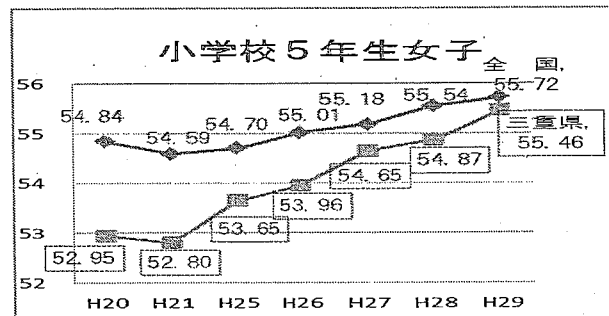
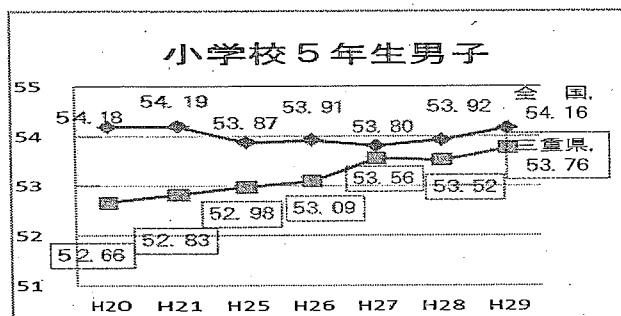
平成29年度における本県中学校女子の体力合計点は、平成28年度に引き続き、全国平均を上回りましたが、中学校男子、小学校男・女については、ともに全国平均を上回ることができませんでした。しかしながら、小学校男・女と中学校女子は、調査開始以来、最高値を示しており、これまでの体力向上に向けた取組が少しずつ成果につながっているものと考えています。

<平成29年度調査の体力合計点の平均>

	小学校第5学年		中学校第2学年	
	男子	女子	男子	女子
全国	54.16	55.72	42.11	49.97
三重県	53.76	55.46	41.88	50.25

<平成20年度（初回）以降の体力合計点（8種目の総得点）の推移>

悉皆調査で実施された平成20・21・25～29年度の体力合計点の推移



<平成22、24年度は抽出調査、平成23年度は東日本大震災により調査中止>

【小学校・中学校で男女ともに全国平均を継続して下回っている種目】

小学校（4種目）：上体起こし、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び

中学校（4種目）：握力、上体起こし、持久走、50m走

2 課題

- (1) 各小中学校において「全国体力調査」の結果を分析し、子どもたちの体力向上に向け、目標設定や1学校1運動、新体力テストの継続実施など、取組を進めてきましたが、学校全体で共通理解が図られるよう、より一層の意識付けとPDCAサイクルの確立を図る必要があります。
- (2) 「全国体力調査」のこれまでの調査結果から、全国平均を下回る種目（不得意種目）が固定化している傾向があるため、不得意種目の克服を重点課題と位置づけ、教員対象の研修会において各種目の向上につながるポイントの習得を図ってきました。各校での実践を通じて課題解決に向けて取り組んできたところ、中学校男子の握力、女子の持久走を除いて改善傾向がみられ、全国平均との差が小さくなってきており、引き続き、取組を進めていく必要があります。
- (3) 体力向上の取組では家庭との連携が重要となりますが、「全国体力調査」の結果を公開した割合は、低い数値にとどまっています。体力向上に向けて、教員対象の研修会や学校訪問等において、結果だけではなく、日常の取組や生活習慣の改善等を含めた情報提供を行っていくよう促し、家庭から体力向上に係る協力を得られるようにしていく必要があります。

3 今後の取組

- (1) 元気アップコーディネーターによる学校訪問
体力テストの継続実施による結果の有効活用や、運動・生活習慣の改善に向けた学校の取組を支援するため、各小学校、(必要に応じて中学校)を訪問します。
- (2) 体力向上にむけたPDCAサイクルの確立
各学校が体力テストを毎年継続して実施するとともに、その結果を児童生徒や家庭が共有できるように、子どもたち一人ひとりの「成長記録」を作成します。また、各小中学校において、「元気アップシート」や「ふりかえりシート」を活用して、1学期の取組を評価・改善し、2学期以降の取組に向けて体力向上のPDCAサイクルを実施していくよう働きかけていきます。
- (3) 教職員研修の充実
子どもたちが運動の楽しさや達成感を味わうことができるよう、授業の改善に向けて教員の研修を実施します。
研修会の講師として、スポーツ庁が主催する体育・保健体育指導力向上研修に参加した県内の小学校・中学校の教員4名が、研修内容の還流を行います。
- (4) 幼稚園・保育所等における体を動かす遊びの充実
保育士や幼稚園教諭等を対象とした、幼児の運動遊びに関する研修会を開催するなど、市町や関係機関と連携し、取組を進めます。

II 三重県部活動ガイドライン

部活動は、学校教育活動の一環として、良好な人間関係を培う場であり、生徒の心身の成長に大きな役割を果たす活動となるものですが、一方、ほとんど休養日がなく長時間にわたるために、生徒も教員も十分な休養がとれないことや、教員自身が未経験の競技を指導にあたることを負担と感じているといった課題が指摘されています。

そこで、県教育委員会では、生徒の健やかな成長や教員の負担軽減を図り、部活動が、より一層有意義な活動となるための指針として、「三重県部活動ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を策定し、平成30年4月から運用を始めています。

1 ガイドラインの目的

(1) 生徒の健やかな成長

成長著しい時期や体の発育発達が不安定な時期に、休養日を設けない等の過度な活動や効果的でない運動は、生徒の心身に大きな負担を与えます。

(2) 教員の負担軽減

少子化等による教員数の減少を背景に、教員自身が競技経験のない部活動を指導するケースや、時間外労働時間が増え、生徒と向き合う時間を確保できないことなどが負担になっています。

2 ガイドラインに沿った取組

(1) 県教育委員会

ガイドラインの周知や運用を進めるため、次の①～③の事項について取組を進めます。

① ガイドラインの周知に向けた取組

- ・ 校長会や教員対象の研修会等、学校関係者への説明
- ・ 県体育協会、各競技団体等への説明
- ・ リーフレットの作成やホームページへの掲載

② ガイドラインの適切な運用に向けた取組

- ・ 県国体・全国障害者スポーツ大会局との連携
- ・ 県体育協会、各競技団体等と大会開催の在り方について協議

③ ガイドラインに基づいた部活動運営のフォローアップ

- ・ 既存の実態調査等による実態把握
- ・ 関係団体等と成果と課題の共有、浸透に向けた協議

(2) 市町教育委員会

市町教育委員会には、部活動に係る方針を策定・見直しをしていただくとともに、所管する学校でガイドラインに基づき適切に部の運営が展開されるよう、次の①・②の事項について、指導・助言を行っていただきます。

① 部活動に係る方針の策定・見直しの取組

- ・ ガイドラインを参考にした活動の方針の策定

② 策定した方針の公表・周知に向けた取組

- ・ 校長会や教員対象の研修会等、学校関係者への説明
- ・ 関係部局等への説明
- ・ ホームページへの掲載等

(3) 各学校

県立学校においては県のガイドライン、中学校・義務教育学校においては各市町が策定する部活動に係る方針（ガイドライン）に基づき、適切に部活動の運営を進めていくため、次の①～⑥の事項について取り組みます。

- ① ガイドラインを校内で周知する取組
 - ・ 職員会議等を活用しガイドラインの内容を共通理解
- ② 学校部活動運営方針の策定・見直しの取組（毎年度見直し）
 - ・ 市町教育委員会が策定する方針を参考に策定
- ③ 学校部活動運営方針の公表
 - ・ 学校通信、ホームページへの掲載
- ④ 各部で活動計画の作成
 - ・ 年間・月間等計画の作成
 - ・ 校長による各部活動計画の確認
- ⑤ 各部の活動計画の周知
 - ・ 部からの通信やホームページへの掲載により保護者等へ周知
- ⑥ 学校部活動運営方針に基づいた部の運営

【校長の役割】

運営方針に基づいた部活動が展開されるよう、校長は各部の活動状況を把握し、必要に応じて以下の観点に基づき指導・助言等を行います。

- ・ 適正な活動計画および活動内容
- ・ 活動日や活動時間（休養日の設定を含む）の設定
- ・ 保護者等との学校部活動運営方針および活動計画の共有 等

【顧問の役割】

学校部活動運営方針に基づき適切な部活動が展開されるよう、顧問は以下の項目を重点取組事項として、部を運営します。

- ・ 活動内容の見直しおよび活動計画の策定
- ・ 活動日や活動時間（休養日の設定を含む）の設定
- ・ 保護者等への活動計画の周知 等

3 運動部活動指導員について

部活動に係る方針（県部活動ガイドライン等）および学校部活動運営方針に基づく活動が展開されるよう、地域人材を運動部活動指導員として学校に配置し、教育体制の充実を図ります。

- (1) 配置予定人数：県内の公立中学校 10名・県立学校 5名

中学校は、国の「補習等のための指導員等派遣事業」を活用します。

- (2) 職務：校長の指導および監督のもと、教員の勤務負担軽減が図られるよう、顧問として次の業務を行うことが可能です。

①運動部活動指導 ②大会や練習試合等に係る生徒の引率 等

- (3) 任用に係る費用：公立中学校 国・県・当該市町が各 1/3 負担
県立学校 県 10/10

三重県部活動ガイドライン【概要版】

部活動の意義

- スポーツ、文化、芸術などの楽しさや喜びを味わうことができる。
- 体力の向上や健康の増進等につながる。
- 自主性、協調性、責任感、連帯感等を育成する。
- 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- 保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実、活用させる。など学校教育の一環として行われている。

生きる力の育成・学校生活の充実

三重県部活動ガイドラインの策定

部活動は、学校教育活動の一環として、良好な人間関係を培う場であり、生徒の心身の成長に大きな役割を果たす活動です。

一方、部活動において、ほとんど休養日がなく長時間にわたる活動から、生徒も教員も十分な休養がとれないことや、教員自身が未経験の競技を指導にあたることから負担となる課題があります。

そこで、県教育委員会では、スポーツ医・科学の視点から適度な活動や睡眠時間の確保等を通して生徒の健やかな成長につなげるとともに、指導にあたる教員の負担軽減を図り、部活動が、より一層有意義な活動となるための指針として、「三重県部活動ガイドライン」を策定しました。

適切な活動計画の作成と共通理解（ガイドラインの運用）

- (1) 学校では、『学校教育目標』や『部活動ガイドライン』等を基に、『学校部活動運営方針』（活動目的、設置部の確認、活動時間・日数、運営上の留意点等）の策定・見直しを行う。
- (2) 各部は、『学校部活動運営方針』及び『部活動ガイドライン』を基に、年間・月間・日々等の活動計画を作成する。→活動内容や休養日の設定等を適切に計画/活動の見直しを持つ・持たせる
※ (1)及び(2)は、全職員で共通理解するとともに、通信やホームページ等で公表する。→家庭との共有
- (3) 校長は、各部が計画に基づいた活動になっているかをチェックし、必要に応じて改善を図る。
※ 県教育委員会では、各校の取組状況について、既存の実態調査等を通して把握していくこととする。

休養日・活動時間の設定

生徒・指導者の心身の疲労回復や負担軽減を図ること、特に、個人差はあるものの発育・発達過程にある不安定な時期（中学生期）には、オーバーワークにならないよう配慮が大切である。

【中学校】（義務教育学校後期課程・特別支援学校中学部を含む）

- 休養日：1週間のうち2日は休養日を設定する。（うち1日は土・日曜日）
- 活動時間：平日は、2時間以内とする。

【高等学校】（特別支援学校高等部を含む）

- 休養日：1週間のうち1日は休養日を設定する。（土・日曜日の1日）
- 活動時間：平日は、3時間以内とする。

※休日（土・日曜日を含む）に活動する場合の活動時間は、中・高等学校等とも4時間以内とする。

〈週休日に休養日を設定できない場合の対応例〉

- 事前に活動計画等により校長の承認を得るとともに、できる限り同一週に休養日を設定する。
- 生徒の状況（疲労の様子等）によっては、休養日を複数日設定する。
- 大会参加等により、週休日が連続して活動日となる場合は、その間の平日に休養日を設定したり、大会等の終了後、まとめて休養日を設定する。

部活動指導の在り方の見直し

- (1) 部活動の運営
 - 生活指導面：健康管理、保護者との連絡調整等
 - 技術指導面：専門的な技術指導、能力の伸長等
- (2) 地域人材の活用
 - 学校設置者による地域人材活用に向けた取組
 - 地域と協働した学校づくり
- (3) 合同チームの取組
 - 少子化に伴う運営面での体制づくり
 - 生徒・指導者の健康面や安全面、費用などの負担等に配慮

体罰等の根絶／安全管理等

- (1) 体罰等の根絶
 - 指導と称して殴る、蹴る等の行為はもちろんのこと、脅しや威嚇的行為等は決して許されない。→生徒の「心に響く指導」
- (2) 安全管理と事故発生時の対応
 - 部員の健康状態の把握
→保護者・養護教諭等との連携
 - 部員個人の能力に応じた指導
→「易⇒難」等、段階的な指導
→指導者の立会
 - 施設・設備等の安全点検と安全指導
 - 適切な天候判断→高温・雷等

Ⅲ 平成 32 年度全国中学校体育大会の開催について

平成 32 年に東海ブロックで開催する全国中学校体育大会での開催競技については、16 競技が決定しており、そのうち本県で開催される 4 競技の開催予定地については、以下の各市とする方向で県中学校体育連盟により選定が進められています。

三重県 (開催予定地)	バスケットボール (津市・伊勢市)	サッカー (鈴鹿市・四日市市・ いなべ市)	体操競技 (四日市市)	陸上競技 (伊勢市)
愛知県	水泳競技	バドミントン	ソフトボール	相撲
静岡県	バレーボール	ソフトテニス	卓球	柔道
岐阜県	ハンドボール	軟式野球	新体操	剣道

今後は、平成 30 年 6 月 7 日に行われる公益財団法人日本中学校体育連盟評議員会における開催地の承認を経て、準備委員会を中心に具体的な会場や開催日程等が検討されます。県教育委員会では、準備委員会に参画し、開催地や県中学校体育連盟と連携し、大会の準備が進むよう取り組みます。

1 5 健康教育の推進

1 学校保健の推進

家庭や社会の環境変化に伴い、子どもたちの基本的な生活習慣の確立が難しくなっていることに加え、性の問題行動や薬物乱用等、子どもたちを取り巻くさまざまな課題が顕在化しています。

また、アレルギー疾患や心の健康に課題を抱える子どもも増加しており、これらの健康課題に適切に対応し解決するためには、関係機関が連携し、学校教育活動全体で健康教育を推進していく必要があります。

県教育委員会では、これらの現状を踏まえ、特に以下の各点について、取組を進めます。

(1) 歯と口の健康づくり

子どもたちが生涯にわたって健康で活力ある生活を送るためには、基本的な生活習慣の定着や食育等の取組と併せて、歯と口の健康づくりの一層の充実を図る必要があります。

しかし、平成 29 年度の本県の 12 歳児一人平均 DMF 指数（むし歯経験歯数のこと。未処置歯、処置歯、むし歯による喪失歯の合計を対象人数で割ったもの）は 0.96 本と、全国平均の 0.82 本より高くなっていることから、県教育委員会では、国の事業を活用し、「歯と口の健康づくり」推進地域および推進校を指定し、専門医や学校関係者等による地域検討委員会を組織し、課題等について協議するとともに、専門医等を学校に派遣します。

また、むし歯予防のために、各学校においては、歯科健康診断の適切な実施をはじめ、昼食後の歯みがき指導や、家庭への歯みがき及び正しい食習慣の啓発等に取り組んでいるところですが、フッ化物洗口については、平成 29 年度の実施校が、熊野市の 6 校にとどまっています。

このため、各市町が主体的にフッ化物洗口の実施について検討し、県内の小学校での実施拡大につながるよう、市町等教育長会議や市町健康教育担当者連絡協議会で説明、依頼するとともに、県医療保健部及び県歯科医師会等と連携を図りながら、歯科保健にかかる実態調査や研修会、先進地視察などの取組を行います。

(2) 性に関する指導

10 代の人工妊娠中絶は、件数・率とも近年減少傾向にあり、本県では平成 28 年の中絶率（15～19 歳女子人口 1,000 人当たりの人数）が 5.0 と全国と同じとなっています。

望まない妊娠に起因する児童虐待の未然防止や、思春期の性感染症や人工妊娠中絶を予防するため、生徒には発達段階に応じた知識理解や、社会生活を営むうえで適切な行動がとれる実践力を身につけさせていくことが重要です。

そこで、県教育委員会では、国の事業を活用し、県立学校に専門医等を派遣して、性に関する指導を行います。

(3) がんに関する教育

子どもたちが、がんについて学び正しく理解することを通じて、自他の健康と命の大切さについて考えることができるよう、国の事業を活用して、がんの教育総合推進事業を実施します。

本年度も、医療機関や市町教育委員会、県行政関係者等からなる協議会を開催するとともに、教職員等を対象に「がん教育」についての意義や指導内容・方法等についての研修会を実施します。

(4) 薬物乱用防止教育

警察等の関係機関と連携を図りながら小・中・高等学校において「薬物乱用防止教室」を開催する等、児童生徒に対する啓発・指導に努めるとともに、教職員等を対象にした指導者養成講習会を開催します。

(5) 若年層（高校生）の献血

平成29年の本県の10代の献血率(16～19歳の人口に対する実献血者の割合)は2.5%と、前年の1.8%から上昇しましたが、全国平均の5.2%(前年4.2%)を下回っています。

このことから、高校生が献血の意義や制度について理解し、自ら行動できる態度を育成するため、県医療保健部や県赤十字血液センターと連携し、「献血セミナー」の計画的な実施や、献血バスの導入、献血ルームの利用促進等について、引き続き働きかけていきます。

(6) 感染症対策

学校における感染症対策として、三重県では「感染症サーベイランスシステム」の活用がなされています。このシステムは、保健所、県・市町教育委員会、学校医等の関係者が迅速に情報の共有を図るものであり、県教育委員会としてはシステムへの適切な入力等について依頼・指導しています。

また、3月以降に流行が拡大している麻しんについては、医療保健部等関係機関と連携を図りながら、情報の周知と注意喚起に努めています。

2 食育・学校給食の推進

安全・安心な学校給食の実施に向け、食品の安全確保や異物混入の未然防止等を含めた衛生管理の徹底を図る必要があることに加え、食物アレルギーの児童生徒が年々増加していることから、国のガイドラインや県の手引等に基づき、安全性を最優先した適切な対応が求められています。

また、学校給食への地場産物の活用を促進するとともに、学校教育活動全体を通じた食育のより一層の推進及び充実を図る必要があります。

これらの状況を踏まえ、県教育委員会では以下のとおり取組を進めます。

(1) 学校給食の衛生管理の徹底

① 学校給食の安全と充実に向けた講習会の開催

学校給食における衛生管理の徹底、食物アレルギー事故及び異物混入の防止を図るため、校長等管理職と栄養教諭等の対象者別に講習会を開催します。

② 学校給食施設状況調査

県および市町教育委員会指導主事、有識者等の指導者を学校給食施設（単独・共同調理場）へ派遣し、衛生管理状況の調査と指導・助言を行い、衛生管理の徹底や異物混入防止等の対策を進めます。

③ 衛生管理に係る周知

「学校給食による食中毒」「学校給食における異物混入にかかる未然防止と発生時の対応」について、県教育委員会が作成した「学校管理下における危機管理マニュアル」による周知徹底を図ります。

(2) 食物アレルギー対応

食物アレルギーを有する児童生徒に対し、各学校や地域の実態に応じた適切な対応が行われるよう、教職員を対象とした講習会を開催します。また、市町教育委員会と連携し、県教育委員会が作成した「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」を活用した取組を進めます。

(3) 学校給食における地場産物の活用推進

① 「みえ地物一番給食の日」の取組

毎月「みえ地物一番給食の日」を設定し、地場産物を活用した学校給食や食育の取組を推進します。また、各地域の取組（給食献立・食育）をホームページやメールで紹介し、周知を図ります。

② その他の取組

県内の地場産物活用率の高い献立や公益財団法人三重県学校給食会の開発食材の活用について、市町教育委員会に働きかけるとともに、各地域での地場産物活用における課題について、県農林水産部や生産者団体等と連携して検討・助言します。

【学校給食において地場産物を使用する割合】（文部科学省公表）（食材数ベース）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
三重県	28.2%	27.8%	31.2%	36.7%	30.5%
全 国	25.1%	25.8%	26.9%	26.9%	25.8%

(4) 学校における食育の推進

① 朝食摂取率向上

子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけるとともに、朝食をしっかりと食べる習慣の定着化に向けて、「生活習慣チェックシート」の活用や「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」への参加について、市町教育委員会と連携して取り組みます。

②教職員の資質向上と指導の充実

教職員や市町教育委員会担当者等を対象とした講習会を開催し、専門家による講演や先進地の実践発表等をおして、より一層の食育の推進を図ります。

16 文化財の保存・活用

1 現状

(1) 文化財の件数

我が国の文化財は、特色ある歴史的風土の中で生まれ、今日まで守り伝えられたものです。文化財は貴重な国民共有の財産として、有効に保存、活用を図る必要があります。

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、国および県指定等の文化財が、平成30年4月末現在、1,136件あります。このほか、市町指定等の文化財が1,787件、埋蔵文化財が約14,000か所あります。

(平成30年4月30日現在)

種別	国指定等	県指定等	合計	備考
有形文化財	188	357	545	建造物、美術工芸品等
無形文化財	1	2	3	工芸技術等
民俗文化財	11	60	71	生業、民俗芸能等
記念物	84	166	250	遺跡、庭園、動物、植物等
伝統的建造物群保存地区ほか	256	11	267	登録有形文化財を含む
合計	540	596	1,136	

(2) 文化財の保存・活用への対応

① 文化財の指定等

県教育委員会では、本県にとって重要な文化遺産について、県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、「三重県文化財保護条例」に基づき指定等を行っています。平成29年度は、下記の有形文化財3件を新たに指定しました。

○建造物 「宗徳寺の層塔 1基」(亀山市両尾町、宗徳寺所有)

石造の三重塔。鎌倉時代前期頃の特徴を持つ県内最古の遺品。

○書跡 「紺紙金銀字千手千眼陀羅尼經 1巻」(津市大門、大宝院所有)

平安時代の経典。奥州平泉の藤原清衡の発願による「中尊寺経」の一つである可能性が高い資料。

○考古資料 「天白遺跡出土品 2,213点」(県埋蔵文化財センター管理)

天白遺跡(松阪市嬉野釜生田町)から出土した縄文時代後・晩期の土器・石器等。当時の生活・生業、広域の交流・交易をよく示す資料。

② 文化財の保存・活用

国・県指定等の文化財の保存状況や、天然記念物の生息状況等を把握するため、県教育委員会では文化財保護指導委員を任命し、文化財巡視や必要な調査

を行っています。また、修復を要する文化財については、国および県の補助により、所有者を支援しています。

<地域文化財総合活性化事業>

文化財の修復・整備等の事業とあわせ、事業者による活用事業を行うことで、文化財を活かした魅力ある地域づくりにつなげる活動を支援しています。

年度	件数	補助額	補助率
平成29年度	39件	88,685千円	国指定：県10%以内（国50%） 県指定：県50%以内
平成30年度	36件（予定）	94,657千円（H29年度の繰越1,407千円を含む）	

2 課題

文化財は経年劣化をはじめ、過疎化・少子高齢化等の社会環境の変化に伴う休廃止、防災・防犯対策等、多くの課題があり、その保存と継承が年々厳しくなっています。そのため、行政による財政的・技術的支援の必要性が増しています。

また、文化財の持つ歴史的資産としての価値を認識し、地域住民を中心としたさまざまな人々が参画することで文化財を保存、継承し、積極的に活用していくことが求められています。

3 今後の対応

- (1) 文化財を、単なる過去の遺産ではなく、人づくり・まちづくりの核となる生きた財産として活用していくための取組を、市町や所有者等と連携して推進します。平成30年度においても、「地域文化財総合活性化事業」および国等の事業を有効に活用し、文化財の保存と活用を支援するとともに、積極的な情報発信と公開を促進していきます。

昨年度に国宝指定された専修寺御影堂・如来堂をはじめとした県が誇れる文化財について、講演会やパネル展示などを実施し、積極的な情報発信を行います。

- (2) 鳥羽・志摩の海女習俗については、「鳥羽・志摩の海女漁の技術」として、平成29年3月に国の重要無形民俗文化財に指定されました。今後は、鳥羽海女保存会、志摩海女保存会と連携して、海女漁の文化財的価値の保存・継承を図っていくとともに、ユネスコ無形文化遺産登録を視野に、引き続き海女習俗に関係する映像記録の作成をするなど国内外の認知度が高まるよう情報発信を進めていきます。

また、ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」をはじめとする県内の無形の文化財について、パネル展示を行うなど、保存・継承・活用を図ります。

17 社会教育の推進

1 社会教育の取組について

社会教育は、生涯学習の理念である国民一人ひとりが豊かな人生を送れるよう、あらゆる場所において学習することができる社会を構築していくうえで、重要な役割を担っています。国および地方公共団体は「社会教育法」に基づき、社会教育の推進を図るため、社会教育施設の設置・運営や講座の開設など学習環境の醸成を図っています。

○ 三重県社会教育委員の会議

多様な主体との連携・協働による体験活動や学習活動を推進するため、学校と地域の多様な主体をつなぐ役割を担うコーディネート機能の充実や協働活動の具体化などについて意見をいただき、社会教育の推進につなげます。

○ 社会教育に関する専門的事項の指導および助言

住民の多様なニーズへ応えるため、市町や公民館等の社会教育担当者に対して、地域住民のニーズに応じた講座を開催するスキル向上のための研修を実施します。

○ 地域の教育力向上ネットワーク構築事業

社会教育に携わる人びとの資質の向上を図るため、社会教育関係団体やボランティア団体等の市民団体、高等教育機関、NPO等の多様な主体が一堂に会する情報交換や研修等を実施します。

2 青少年教育施設について

青少年教育施設は、体験活動を通じて基本的な能力を育み、心身ともに健全な青少年の育成を図るために設置されており、県においては、鈴鹿青少年センターと熊野少年自然の家を設置し、それぞれ指定管理者が運営しています。

施設名称	宿泊定員	宿泊定員稼働率	年間延べ宿泊者数	年間延べ利用者数	年間あたり指定管理費用
鈴鹿青少年センター	368人	26.7%	31,197人	74,400人	60,082,000円
熊野少年自然の家	200人	17.2%	11,985人	27,748人	42,267,000円

(平成29年度実績値 ※年間あたり指定管理費用のみ平成30年度数値)

鈴鹿青少年センター（昭和60年開設）および熊野少年自然の家（昭和52年開設）について、施設老朽化による大規模修繕や利用者の確保など、運営面にかかる課題に対応していく必要があります。

鈴鹿青少年センターについては、平成 29 年度の県全体の県有施設の見直しにおいて、見直しの考え方と方向性を以下のとおりとしており、今後検討を進めていきます。

見直しの考え方	見直しの方向性
<p>当該施設は、自然に親しむ機会を青少年に提供するため昭和59年に建設され、宿泊・自然体験活動等を実施している。</p> <p>学校・クラブ等による青少年の健全育成を目的とした利用を基本としつつ企業・家族等の利用が一定数を占めていること、指定管理料の削減に努めてきたものの依然として多額の維持管理費がかかっていること、鈴鹿青少年の森に隣接し好立地にあり子どもの集団宿泊・体験活動の場としての機能を果たす民間による活用も考えられることを考慮し、今後の見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>【継続検討】 民間による有効活用も視野に入れながら、平成31年度末までに方向性を定める。</p>

18 教員の資質向上

1 教職員のライフステージと職種に応じた研修の充実

「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（平成30年3月策定）をふまえ、公立の小・中学校、義務教育学校及び県立学校の校長、准校長・教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭を対象として、ライフステージごとに指標に示されている資質能力を修得するための「平成30年度三重県教員研修計画」を定めました。

教職員が自己を磨き、高めていくことができるよう、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の周知を進めるとともに、体系的・効果的に研修を実施します。

(1) ライフステージ別研修（法定・悉皆研修※）※経験年数やその職務に応じて全員が必ず受ける研修

「教職を担うにあたり必要とされる素養」（以下、「素養」という。）や「教職を担うにあたり必要とされる専門性」（以下、「専門性」という。）について、全ての教員がそれぞれのライフステージに応じ研修を受講することにより、資質能力の向上と実践力の修得を図る研修です。

① 教諭研修

教諭、養護教諭、栄養教諭等を対象に経験と役割に応じた研修を実施し、より質の高い教育活動を行うため、実践的指導力及び職務遂行能力の向上、実践意欲の向上を図ります。

・教諭研修

- (i) 初任者研修 (素養：全般／専門性：全般)
- (ii) 教職2～3年次研修 (素養：社会性・コミュニケーション力／専門性：授業力)
- (iii) 教職6年次研修 (素養：全般／専門性：授業力、学校組織運営力)
- (iv) 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・Ⅱ
(素養：全般／専門性：授業力、学校組織運営力)

・養護教諭研修

- (i) 新規採用養護教諭研修 (素養：全般／専門領域：保健組織活動)
- (ii) 養護教諭6年次研修 (専門領域：保健管理)
- (iii) 中堅養護教諭等資質向上研修Ⅰ・Ⅱ
(専門領域：保健管理)

・栄養教諭研修

- (i) 新規採用栄養教諭研修 (素養：全般
専門領域：給食管理、食に関する指導)
- (ii) 栄養教諭6年次研修 (専門性：授業力／専門領域：給食管理)
- (iii) 中堅栄養教諭等資質向上研修Ⅰ・Ⅱ
(専門性：授業力
専門領域：給食管理、食に関する指導)

② 主幹教諭・指導教諭研修

新任主幹教諭等を対象に研修を実施し、学校の組織運営体制や指導体制の充実、教員の授業力向上に向けた企画力・指導力の向上を図ります。

- ・ 新任主幹教諭研修（素養：全般／専門性：授業力、学校組織運営力）
- ・ 新任指導教諭研修（素養：全般／専門性：授業力）

③ 管理職研修

管理職を対象に研修を実施し、より質の高い教育活動を行うため、学校マネジメント力の向上、実践意欲の喚起を図ります。

- ・ 新任校長研修（素養：全般／専門性：学校組織運営力）
- ・ 新任教頭研修（素養：全般／専門性：学校組織運営力）
- ・ トップマネジメント研修（三重の教育談義を含む）（専門性：学校組織運営力）

(2) 教育課題対応研修

授業力向上や教育課題への対応力など専門性について、教員一人ひとりがそれぞれの職責やライフステージ、個々の教育課題等に応じて主体的に学ぶことができる研修講座です。

① 児童生徒理解

- ・ 教育相談研修

子どもたちの行動や言葉のわずかな変化等の兆候を察知し、不安や葛藤など内面の感情に寄り添った支援ができるよう、教育相談に関する専門的内容を学ぶとともに、教育相談に携わる教職員が相互につながり地域のネットワークを広めます。

② 授業力

- ・ 授業実践研修

初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上研修1の教員が、校種別、教科別の研修班を中心に、年間をとおして授業研究に取り組みます。

- ・ 教科等研修

教科等における指導内容やその方法について、知識の拡充・深化及び指導技術の向上をめざします。

- ・ 授業研究推進リーダー育成研修

中核的リーダーの教員を対象に校内研修の企画・運営及び授業改善の視点について研修を実施し、学校の組織的な校内研修推進を図ります。

③ 生徒指導

- ・ 生徒指導実践研修

教職経験の異なる教員が研修班に分かれ、学級経営や生徒指導に重点を置いた実践事例検討等をとおして、学級経営力や生徒指導力の向上を図ります。

- ・生徒指導研修

問題行動等を早期に発見し、迅速な対応を組織的に連携して取り組む生徒指導の在り方や、自尊感情を育てる子どもとの関係づくりについて研修します。

④ 学校組織運営力

- ・学校改善活動（学校マネジメント）研修

管理職をはじめとした全ての教職員を対象に学校改善活動に関する研修を実施し、学校マネジメント力の向上を図ります。

- ・カリキュラム・マネジメント研修

「カリキュラム・マネジメント」を組織的・計画的に展開するための手立てやカリキュラムの自己点検・評価に関する手法等、「カリキュラム・マネジメント」を円滑に行うために必要となる知識等の修得を図ります。

⑤ 教育課題への対応力／グローバル教育、郷土教育、キャリア教育、情報教育、人権教育、特別支援教育、外国人児童生徒教育、いじめに関する事項、不登校に関する事項、防災に関する事項

- ・テーマ研修

本県の学校教育における教育課題について、目的や対象をより明確にした研修を実施し、各領域における専門性の向上をめざします。

- ・情報教育研修

児童生徒が興味・関心を持って主体的に参加する授業を実現するために教職員のICT活用指導力の向上をめざします。

⑥ 職務・職能に応じた専門性の向上

- ・専門職種等研修

養護教諭研修、栄養教諭研修、幼稚園等教員研修、学校事務職員研修、特別支援学級等新担当教員研修、実習助手研修（新規採用）、常勤講師研修 等

- ・採用前研修（参加は任意）

教育公務員としての意識の醸成を図り、教育に対する情熱、使命感を養うため、教職等に関する基礎的な知識を身につけます。

2 新学習指導要領への対応

ライフステージ別研修や教育課題対応研修では、新学習指導要領に示されている主体的・対話的で深い学びの実現やグローバル化に対応した英語教育などを含め、時代に即した教員の専門性の向上を図る研修を実施しています。

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善研修

アクティブ・ラーニングの視点を大切にした実践的な研修を実施します。

(2) 「特別の教科 道徳」に関する研修

新学習指導要領の趣旨をふまえ、授業づくりと学習評価の在り方について研修を実施します。

(3) プログラミング教育の推進

プログラミング教育を推進し指導的な役割を果たす教員の育成を図るため、プログラミング指導者育成研修を実施します。

(4) グローバル化に対応した英語教育

英語教育推進リーダー中央研修の内容を普及する「英語教育推進研修」を実施するとともに、文部科学省の「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」の委託を受け、教員の英語力向上、授業力向上、CAN-DOリストに関する研修を実施します。

3 市町等の教育機関との連携・協働及び組織的・継続的な研修の充実

教員が子どもと触れ合う時間を確保したり、個々の教員の学びを、組織的・継続的な校内研修推進につなげたりできるよう、教員・学校が意欲的・主体的に教育活動に取り組むための支援の充実を図ります。

(1) 各地域や各教員の教育課題に対する専門性の向上

① ブロック別研修

16の市町等教育研究所等との共催で、各地域の教育課題に即した研修を実施します。平成29年度に引き続き、小学校英語を重点課題とし、その他、学力向上、授業づくり等のカテゴリの研修を実施します。

② ネットDE研修

さまざまな教育課題に対応した研修教材をインターネット回線を利用して配信し、勤務校等で任意の時間に繰り返し研修する機会を確保します。

(2) 組織的・継続的な校内研修の推進

① 授業研究推進リーダー育成研修

中核的リーダーの教員を対象に校内研修の企画・運営及び授業改善の視点について研修を実施し、学校の組織的な校内研修推進を図ります。

② 授業力向上支援出前研修

学校等からの要請に応じて、出前研修（校内研修推進、国語の問題づくり、算数の問題づくり）を実施します。

③ 学校改善活動（学校マネジメント）出前研修

学校等からの要請に応じて、教職員の学校づくりや学級づくりの力を向上させるための出前研修を実施します。

4 独立行政法人教職員支援機構との連携による研修講座

「政府関係機関の地方移転」の一環として、従来、独立行政法人教職員支援機構が実施している「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」を昨年度より本県で実施しています。